

第四十三回国会 石炭対策特別委員会議録 第二十三号

昭和三十八年六月十二日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長代理 理事有田喜一君

理事岡本 茂君

本日の会議に付した案
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を
改正する法律案(内閣提出第九二号)
電力用炭代金精算株式会社法案(内
閣提出第九三号)
右炭鉱業経理規制臨時措置法案(内
閣提出第一一二四号)

重油ボイラの設置の制限等に関する
臨時措置に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出第一五八号)
石炭鉱業合理化臨時措置
法の一部を改正する法律案、電力用炭
代金精算株式会社法案、石炭鉱業経理
規制臨時措置案及び重油ボイラの
設置の制限等に関する臨時措置に関する
法律の一部を改正する法律案を議題
として、前会に引き続き、質疑を行な
います。

質疑の通告がありますので、これを
許します。井手以誠君。

○井手委員 通産大臣が見えておりま
すので、主として大臣にお伺いをいた
したいと思います。

お伺いする前に、福田通産大臣に一
言、合理化に対する政府の方針につい
て申し上げたいことがございます。三
十八年度の閉山は、きのうの質疑によ
りまして、五百五十三万トン、しかし第
二会社に移行を予想される三井の九州
筑豊の二山と北海道を加えますと、六
百七十万トンになるのであります。
現実には百十八万トン、筑豊の百万ト
ン、北海道の一八万トンは、これは合理
化されたものと思わねばならぬのであ
りまして、これほど予想を越えた合理
化――調査団あるいは世間からでは、
現念に存じておきます。私は、その既

きます。

委員長が所用のため、指名により、
私が委員長の職務を行ないます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置
法の一部を改正する法律案、電力用炭
代金精算株式会社法案、石炭鉱業経理
規制臨時措置案及び重油ボイラの
設置の制限等に関する臨時措置に関する
法律の一部を改正する法律案を議題
として、前会に引き続き、質疑を行な
います。

○井手委員 通産大臣が見えておりま
すので、主として大臣にお伺いをいた
したいと思います。

お伺いする前に、福田通産大臣に一
言、合理化に対する政府の方針につい
て申し上げたいことがございます。三
十八年度の閉山は、きのうの質疑によ
りまして、五百五十三万トン、しかし第
二会社に移行を予想される三井の九州
筑豊の二山と北海道を加えますと、六
百七十万トンになるのであります。
現実には百十八万トン、筑豊の百万ト
ン、北海道の一八万トンは、これは合理
化されたものと思わねばならぬのであ
りまして、これほど予想を越えた合理
化――調査団あるいは世間からでは、
現念に存じておきます。私は、その既

離職対策の関係からも、なるべく合理
化対策はスローダウンすべしという要
望があったにもかかわらず、急激にこ
ういう閉山をしなくてはならなかつた
こと、そういう事態になつたことに対
して、政府に断固たる決意がなかつた
ことを非常に私は残念に存じております。
私は委員長の職務を行ないます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置
法の一部を改正する法律案、電力用炭
代金精算株式会社法案、石炭鉱業経理
規制臨時措置案及び重油ボイラの
設置の制限等に関する臨時措置に関する
法律の一部を改正する法律案を議題
として、前会に引き続き、質疑を行な
います。

○井手委員 通産大臣が見えておりま
すので、主として大臣にお伺いをいた
したいと思います。

お伺いする前に、福田通産大臣に一
言、合理化に対する政府の方針につい
て申し上げたいことがございます。三
十八年度の閉山は、きのうの質疑によ
りまして、五百五十三万トン、しかし第
二会社に移行を予想される三井の九州
筑豊の二山と北海道を加えますと、六
百七十万トンになるのであります。
現実には百十八万トン、筑豊の百万ト
ン、北海道の一八万トンは、これは合理
化されたものと思わねばならぬのであ
りまして、これほど予想を越えた合理
化――調査団あるいは世間からでは、
現念に存じておきます。私は、その既

離職対策の関係からも、なるべく合理
化対策はスローダウンすべしという要
望があったにもかかわらず、急激にこ
ういう閉山をしなくてはならなかつた
こと、そういう事態になつたことに対
して、政府に断固たる決意がなかつた
ことを非常に私は残念に存じております。
私は委員長の職務を行ないます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置
法の一部を改正する法律案、電力用炭
代金精算株式会社法案、石炭鉱業経理
規制臨時措置案及び重油ボイラの
設置の制限等に関する臨時措置に関する
法律の一部を改正する法律案を議題
として、前会に引き続き、質疑を行な
います。

○井手委員 通産大臣が見えておりま
すので、主として大臣にお伺いをいた
したいと思います。

お伺いする前に、福田通産大臣に一
言、合理化に対する政府の方針につい
て申し上げたいことがございます。三
十八年度の閉山は、きのうの質疑によ
りまして、五百五十三万トン、しかし第
二会社に移行を予想される三井の九州
筑豊の二山と北海道を加えますと、六
百七十万トンになるのであります。
現実には百十八万トン、筑豊の百万ト
ン、北海道の一八万トンは、これは合理
化されたものと思わねばならぬのであ
りまして、これほど予想を越えた合理
化――調査団あるいは世間からでは、
現念に存じておきます。私は、その既

離職対策の関係からも、なるべく合理
化対策はスローダウンすべしという要
望があったにもかかわらず、急激にこ
ういう閉山をしなくてはならなかつた
こと、そういう事態になつたことに対
して、政府に断固たる決意がなかつた
ことを非常に私は残念に存じております。
私は委員長の職務を行ないます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置
法の一部を改正する法律案、電力用炭
代金精算株式会社法案、石炭鉱業経理
規制臨時措置案及び重油ボイラの
設置の制限等に関する臨時措置に関する
法律の一部を改正する法律案を議題
として、前会に引き続き、質疑を行な
います。

○井手委員 通産大臣が見えておりま
すので、主として大臣にお伺いをいた
したいと思います。

お伺いする前に、福田通産大臣に一
言、合理化に対する政府の方針につい
て申し上げたいことがございます。三
十八年度の閉山は、きのうの質疑によ
りまして、五百五十三万トン、しかし第
二会社に移行を予想される三井の九州
筑豊の二山と北海道を加えますと、六
百七十万トンになるのであります。
現実には百十八万トン、筑豊の百万ト
ン、北海道の一八万トンは、これは合理
化されたものと思わねばならぬのであ
りまして、これほど予想を越えた合理
化――調査団あるいは世間からでは、
現念に存じておきます。私は、その既

離職対策の関係からも、なるべく合理
化対策はスローダウンすべしという要
望があったにもかかわらず、急激にこ
ういう閉山をしなくてはならなかつた
こと、そういう事態になつたことに対
して、政府に断固たる決意がなかつた
ことを非常に私は残念に存じております。
私は委員長の職務を行ないます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置
法の一部を改正する法律案、電力用炭
代金精算株式会社法案、石炭鉱業経理
規制臨時措置案及び重油ボイラの
設置の制限等に関する臨時措置に関する
法律の一部を改正する法律案を議題
として、前会に引き続き、質疑を行な
います。

○井手委員 通産大臣が見えておりま
すので、主として大臣にお伺いをいた
したいと思います。

お伺いする前に、福田通産大臣に一
言、合理化に対する政府の方針につい
て申し上げたいことがございます。三
十八年度の閉山は、きのうの質疑によ
りまして、五百五十三万トン、しかし第
二会社に移行を予想される三井の九州
筑豊の二山と北海道を加えますと、六
百七十万トンになるのであります。
現実には百十八万トン、筑豊の百万ト
ン、北海道の一八万トンは、これは合理
化されたものと思わねばならぬのであ
りまして、これほど予想を越えた合理
化――調査団あるいは世間からでは、
現念に存じておきます。私は、その既

るのではないかという感じがいたします。もちろん私たちは、調査団の調査を全然無視してやつておるわけでも何でもありません。法律の規定に基づいてやつておるつもりであります。

ただ、井手さんのあれからいえば、法律を直すというのに、直さないうちからやつてしまつたのはおかしいじゃないかという点を特に強調されておるかと思いますが、しかしやり方としては、政府としては今までのよくな、スクランブルするというだけではなく、スクランブル・アンド・ビルドすると同時に、雇用対策も十分考えてやるのだという政府の方針なんです。そして今度の法案において雇用対策という面を改正していくべきよくなつておりますが、しかしスクランブル・アンド・ビルドすることも、雇用の問題も、いわゆる重要な事項である。これはできるのであるというたてまえで、臨時国会のときにもまた通常国会の冒頭においても、私たちは、政府としてその見解で今日まで臨んできておるのであります。こういう意味でわれわれとしては措置をいたしてまいつたのでございます。あるいは、いわゆる計画とは少し先行しておるじやないかというようなおしかりを受けるかもしれません、が決してそこにわれわれ、悪意とかあるのはそういう労務者に対する配慮が足りないということではなくて、むしろすつきりさせていくといふことが将来の石炭産業を健全に育てる道でもある

いうようないい観点も加えつつ、しかもなお調査団の意向も一面において十分参酌して処置をいたしておった、こういふように御了解を賜わりたいと思ひます。

○井手委員 せつとく大臣のおことばですが、なかなか納得するわけにはまつたと私は思います。あるいは雇用を聞いて合理化計画をきめなくてはならないかという点を特に強調されておる法律を直すというのに、直さないうちからやつてしまつたのはおかしいじゃないかという点を特に強調されても、炭価の問題その他についても何かと思いますが、しかしやり方としては、政府としては今までのよくな、スクランブルするというだけではなく、スクランブル・アンド・ビルドすると同時に、雇用対策も十分考えてやるのだという政府の方針なんです。そして今度の法案において雇用対策という面を改正していくべきよくなつておりますが、しかしスクランブル・アンド・ビルドすることも、雇用の問題も、いわゆる重要な事項である。これはできるのであるというたてまえで、臨時国会のときにもまた通常国会の冒頭においても、私たちは、政府としてその見解で今日まで臨んできておるのであります。こういう意味でわれわれとしては措置をいたしてまいつたのでございます。あるいは、いわゆる計画とは少し先行しておるじやないかといふこと

ですが、しかしスクランブル・アンド・ビルドすることも、雇用の問題も、いわゆる重要な事項である。これはできるのであるというたてまえで、臨時国会のときにもまた通常国会の冒頭においても、私たちは、政府としてその見解で今日まで臨んできておるのであります。この法律によつてもできるかもしがれぬとおっしゃる。しかし、私はこのを申し上げたいであります。なるほど、いまの法律によつてもできるかもしがれぬとおっしゃる。しかし、私はこのから聞くことの不倫法なことはございません。何のために法律を改正するのですか。何のためにあれほど政治問題になりましたか。いまの法律でやれるなら、なぜ改正案を出す必要があるますか。私は、そういうことばが局長なり課長から出るのは、官僚けしからぬと言つて済むかもしれないけれども、議連の委員長をやり、あれほど議会政治のために努力してこられた福田さんが、いまの法律でもやればやれたのだと、そういう労務者に対する配慮が足りないといふことではなくて、むしろすつきりさせていくといふことが将来の石炭産業を健全に育てる道でもある

この法律を直すというのに、直さないうちからやつてしまつたのはおかしいじゃないかといふことではなくて、むしろすつきりさせていくといふことが将来の石炭産業を健全に育てる道でもある

○中野政府委員 いま井手先生のおつしやいましたように、今後の石炭政策の重点をどこに置くか、これは昭和三十九年、なれば、なぜ改正案を出す必要がありますか。私は、そういうことばが局長なり課長から出るのは、官僚けしからぬと言つて済むかもしれないけれども、議連の委員長をやり、あれほど議会政治のために努力してこられた福田さんが、いまの法律でもやればやれたのだと、そういう労務者に対する配慮が足りないといふことではなくて、むしろすつきりさせていくといふことが将来の石炭産業を健全に育てる道でもある

○中野政府委員 いま井手先生のおつしやいましたように、今後の石炭政策の重点をどこに置くか、これは昭和三十九年、なれば、なぜ改正案を出す必要がありますか。私は、そういうことばが局長なり課長から出るのは、官僚けしからぬと言つて済むかもしれないけれども、議連の委員長をやり、あれほど議会政治のために努力してこられた福田さんが、いまの法律でもやればやれたのだと、そういう労務者に対する配慮が足りないといふことではなくて、むしろすつきりさせていくといふことが将来の石炭産業を健全に育てる道でもある

○中野政府委員 いま井手先生のおつしやいましたように、今後の石炭政策の重点をどこに置くか、これは昭和三十九年、なれば、なぜ改正案を出す必要がありますか。私は、そういうことばが局長なり課長から出るのは、官僚けしからぬと言つて済むかもしれないけれども、議連の委員長をやり、あれほど議会政治のために努力してこられた福田さんが、いまの法律でもやればやれたのだと、そういう労務者に対する配慮が足りないといふことではなくて、むしろすつきりさせていくといふことが将来の石炭産業を健全に育てる道でもある

○中野政府委員 いま井手先生のおつしやいましたように、今後の石炭政策の重点をどこに置くか、これは昭和三十九年、なれば、なぜ改正案を出す必要がありますか。私は、そういうことばが局長なり課長から出るのは、官僚けしからぬと言つて済むかもしれないけれども、議連の委員長をやり、あれほど議会政治のために努力してこられた福田さんが、いまの法律でもやればやれたのだと、そういう労務者に対する配慮が足りないといふことではなくて、むしろすつきりさせていくといふことが将来の石炭産業を健全に育てる道でもある

○中野政府委員 いま井手先生のおつしやいましたように、今後の石炭政策の重点をどこに置くか、これは昭和三十九年、なれば、なぜ改正案を出す必要がありますか。私は、そういうことばが局長なり課長から出るのは、官僚けしからぬと言つて済むかもしれないけれども、議連の委員長をやり、あれほど議会政治のために努力してこられた福田さんが、いまの法律でもやればやれたのだと、そういう労務者に対する配慮が足りないといふことではなくて、むしろすつきりさせていくといふことが将来の石炭産業を健全に育てる道でもある

市中一般の金融機関にもその所要資金の確保については相当努力をしてもらわなければいけませんが、やはり調査団が答申で述べておられますように、基本的には、政府がこれに相当の金を合理的に投入することによりまして、所要資金の確保ということとも考えていかなければいかぬというふうに考えております。

長代理着席

さらに、合理化するに従いまして、御承知のように、産炭地が疲弊をして、も議論がされておることでございますが、産炭地振興ということにつきましては八月の中旬ころには産炭地振興審議会の中間答申を得て、政府として所要の施策をやつしていくつもりでおるのをござりまするが、この審議会の審議を促進いたしまして、また緊急な問題につきましては、別途緊急措置も逐次講じていくことによりまして、産炭地振興ということにさらに力を入れいく、こういうふうな方向でわれわれは考えていただきたいというふうに思つておるわけであります。

○井手委員 今後の石炭対策について、石炭局長は五点をあげられました。その一つ一つをお伺いする前に、承つておきたいのは、調査団が描いた四十二年度末における炭界の見取り図、青写真がだいぶん変わってきたと思うのです。いまの状態で参りますと、いま局長のお話の中にもあったように、将来に希望を失う者は労働者ばかりじゃない、業者においてもしかりである。予想以上の閉山申し出がある

事実からいたしましたも、何とか自分
の山だけは守っていただきたいという熱
意、熱情が昨年の九月ごろまではあつ
たのが、最近非常に冷却して、そんなな
めんどうなことはやめてしまえといふ
空気へ変わつてゐる。そういうことを考
えますと、調査団が調査された当時
に比べると、私は四十二年度末における
る石炭の見取り図というものは変わつ
てくると思うのですが、石炭当局はそ
の点はどういうふうにお考えになつて
おりますか。炭鉱の数がどのくらいに
なるか、そういう点について見当がつ
いておれば承つておきたい。

たして参考資料、検討資料の段階においてはいろいろ検討しておりますが、いまここで当時検討した資料はどううふうに変わったかということは、たわれわれも、今後さらに検討を継続しなければならぬ問題である。将来の問題についてはその程度のお答えしかできないような状態になつております。
○井手委員 大臣にお伺いいたしますが、ビルド炭鉱の能率がどんどん上がつてまいりますと、生産制限をしまくてはならぬ事態になつてまいりります。一方では需要確保という重大な問題がある。その需要の確保について、

すが、三十九年からは千二百円を下
た線を維持するという方が方針であ
りますが、いまお話しになつた、経済
動いた場合にどういう対策をおやぢ
なるのか。これはそのときそのとき
いうわけには参りません。やはりこ
は関係者が安心して仕事ができるよ
な政府の方針を示しておくことが、
ず大事であると私は考えておりま
が、どういうきめ手がございますか
どういう方針でござりますか。重油
対して、あるいはその他の関係に対
て、動いた場合に、千二百円下げた
までそれを必ず維持できるというそ

じ、原油がトン当たり千円下がったたらどうだ、三千円下がつたらどうだ、五千円下がつたらどうだといふ個々の問題ではなくて、政治の心がまえとしてそういう態度をとつて、そしてそれに応じた措置をとっていくということです。御了解を願う以外には道はないと私は思つております。

○井手委員 需要の問題よりも、私は特にこの際お聞きしておきたいのは、炭価の維持の問題です。現在安売り競争が行なわれて、ひどい値段です。だから炭鉱が予想以上につぶれていくのです。炭価がある程度安定するならま

○**福田国務大臣** われわれが五千五百万トン最低の線において押えるといふことを言つておるのでありますから、そのように施策をしてまいりたい、かくいうに考へております。

○**井手委員** いや、施策はおやりになりますが、ずつと変わつてくる奴であるでしょ、うが、济状態に対処して、これなら大丈夫という強い確信がおありになるかと聞いているのです。

○**福田国務大臣** 変わつてくる経済に對応して、やはり施策も変えていかなければならぬと思いますが、変わってきても、エネルギーの中においてそれだけの分はどうしても使うようには策をしていく。こういうことでありますから、変わればやはり変わつた施策をしてこれに対応していく、こういうことに相なると思うのでござります。

すが、三十九年からは千二百円を下した線を維持するという方が方針であります。が、いまお話しになつた、経済動いた場合にどういう対策をおやぢなるのか。これはそのときそのとき、いうわけには参りません。やはりこの関係者が安心して仕事ができるような政府の方針を示しておくことが、大事であると私は考えておりまが、どういうきめ手がござりますか。どういう方針でございますか。重油に対して、あるいはその他の関係に対て、動いた場合に、千二百円下げたまでそれを必ず維持できるというそ確信をお伺いしたいのです。

○福田国務大臣 電力用炭を中心として、千二百円下げて運営していくわですから、その面では政府と電力業者との間の話し合いで話をつけられております。ただ問題は、そういうことよりは、もつと油の値段が上がった場合どうなるかということのほうが大きい問題ではないかと私は思ます。そういうような場合においても政府としてやはり五千五百万トンの炭の出炭量は最低限として認めるところを明らかにした以上は、政治信用の面からいっても、その場合にござるういう措置をとるかということは、れはいろいろあるでしょ。何らかの形で、金利の問題で処理するか、あるいは価格の問題で処理するか、買い上げの措置によつてやるか、それはいろいろあると思います。しかし、そういうことは別にしても、とにかく五千五百トンはやはり維持して、それだけはいわゆるエネルギー源として使つていくといふ施策をやるのだということ、問題は大体いまの場合に、そ

じき原油がトン当たり千円下がったたらどうだ。三千円下がったらどうだ、五千円下がつたらどうだといふのです。炭価の維持の問題です。現在安売り競争が行なわれて、ひどい値段です。だから炭鉱が予想以上につぶれていくのです。炭価がある程度安定するならばそれもやめよう、おれもやめようという閉山の続出は起こらないと聞かれてます。そこで、あくまでも政府は、千二百円を引き下げたその線で堅持したいという決意に変わりはございませんとおっしゃるけれども、今日までの政府のやったことについて、物価対策と同様です。そう安心できるものじゃございません。みんな非常に不安に考えておりますから、そういう場合にはこういう方法をとつて御迷惑はかけませんという声明をあくまでもほしいのです。

それではいまお話を千二百円引いた値段で政府が買い上げるというものが一つであると、いま大臣がおっしゃいました。それから、価格差を補給しようという案もあるとおっしゃいました。それに引き下がつた分に相当する金利を見てやろうという案、三つの案で価格を維持していく、こういうことをおっしゃいました。そういう大体三つの案で価格を維持していく、こういうことでありますか。私は大臣と同じことを何べんも繰り返したくはないのですが、この点はやはりみんなないのとれども、これがまた問題ではないかと思つております。

○井手委員 需要の問題よりも、私は特にこの際お聞きしておきたいのは、炭価の維持の問題です。現在安売り競争が行なわれて、ひどい値段です。だから炭鉱が予想以上につぶれていくのです。炭価がある程度安定するならばそれもやめよう、おれもやめようとうといふ閉山の続出は起こらないと聞かれてます。そこで、あくまでも政府は、千二百円を引き下げたその線で堅持したいという決意に変わりはございませんとおっしゃるけれども、今日までの政府のやったことについて、物価対策と同様です。そう安心できるものじゃございません。みんな非常に不安に考えておりますから、そういう場合にはこういう方法をとつて御迷惑はかけませんという声明をあくまでもほしいのです。

安心させぬと、いかに通産省が努力をいたしましても、引き合わぬ手段になつたら石炭界はだめですよ。どんな大手であろうと、いまのよう安売り競争になつたらしまいます。政府の石炭政策の大事な点は、一つの大きな柱は価格の維持にあると思うのです。千二百円はこれはもうやむを得ない、不承不承みんな従つてきた。それ以上に下げませんというならば、この際、重油との関係でもつと下がるような場合にはどうするという、その場合には安心して政府にまかせろという施策を示すことが、私はほんとうの親心であります。それを示していただきたい。

あつて、もし、いまあなたがおつしるようすに、価格の問題について何でも政府に責任を持たせるということであれば、これはもう国民経済全部についてやはり一種の統制でもやつて、すべての問題にそういう措置をしなければできないだらうと私は思う。あなたのところにおきましても、価格のおつしやるようなものは、全部びたり割り切つた形というものは、なかなかやができるものじゅありません。要するに石炭の場合におきましても、価格の面で千二百円引きしたところくらいでやれば、大体それで合理化をしていけば石炭産業は立ち直れるはずだ、また立ち直れるようにしていくべきだといふことで、いまめどを示してそれをやつている。これが非常に値が下がるということになれば、石炭の価格といふものは、電力用炭でもつて、大体基準はそこになるわけで、なおかなりそれと違つた値段も出ますけれども、あそこが基準になる。だからこそ、今度はいわゆる会社をつくつて、そこで電力会社がどれくらいで買つておるかということを明らかになるようにして、そうして私たちは価格の推移を常に見守れるようにしておこうという措置もとつておるわけでありまして、電力用炭があまり値が下がらないようであれば、大体いまの油の値段でいけば、それほど価格の変動が起るとは私は考えておりません。価格はもろん需要供給の関係もありますから、供給面は大体押える。需要面をひとつは喚起して、そうしてよそからの競争の割り込みを防ぐ、こういうような三本立てで価格問題は考えていくよりしか立たがないと思うのであります。よそからというのは、いまのところさしあた

りは油の問題である。一方需要の問題については、国内炭の国内における消費ができるだけふやすために、ボラード規制法の延長を考えるとか、その他、電力業界とかその他のところにできるだけ石炭を使わせるようにするということをやつておるわけであります。こういうことをしながら、一面においてその値段を、どの程度にならっておるかといふことを特に電力用炭について明らかにする方法をとっているし、いうように施策をしておるのであります。そして、大体これで石炭鉱業を安定して、そうして運営をして、石炭鉱業が成り立っていく方向に向いていくと申します。

いと私は思つてゐるのであります。実これは私がここで申し上げる必要も無いし、井手さんなんか一番よくわかつておられることですけれども、大体たちが職場を得るというのは結局は活、いわゆる文化的な生活ができるうに収入を得るというのが目的でまして、時と場合によつてその職場変わるとか、あるいは職業が変わつからといって、それが絶対悪とは言えない。政治からいえば、絶対悪とはまして、時と場合によってその職場があれば、それは絶対悪ではなくて、しろ善になる場合も相当あると思つす。もし職場が変わるのが絶対悪とすることにすれば、経済環境の変化とそれを認めないとということにならざるを得ない。そういうことは、いまのような激変する世界経済の中ににおいては、とうてい行なわれる筋ではない。ただし、統制をやつて、そうしてみなをきちんと動かしていくことであつぱできるかもしだれないが、いまの自由競争のもとにおいてはそれは非常に無理なことであると私は思つております。こういう観點から考えてみますと、その場に応じて、われわれとしてはできるだけ価格を維持して、石炭商業をこの方向で処理していくといふのは、世界的に見ても非常に安売りをされている場でありまして、これ以上、赤字を出してもタンピングしようといふことは、ちょっとと考えられない。しからば、外からの脅威はいまのところあまりないといわなければならない。結

局国内における需要供給の関係でありますから、供給は五千五百万トンといふ最低限の数字で押えて、需要のほうは政府のいろいろな施策によつて、電力その他に消費させるような施策をとるということであれば、これは大体有沢調査団の構想でもあり、われわれもそれを納得して受け入れている方針であります。まあまあこれでしばらくやつていただけるのではないか、また、そぞうすれば石炭産業も十分に立つて、それを守らなければなりませんし、そこに勵かれる人の生活も守られるんだ、こういう考え方をとつてゐるわけであります。

イデオロギーは抜いても、やはり自由ならぬことは当然だと思うのです。そしてそれが政治だと思うのです。そしてまた、石炭が成長産業とはいわれない事態になつてまいりましたから、やむを得ない、合理化計画を進めていく。しかし一面においては、これを近代化して少なくとも五千五百万トンは確保していく、こうというお考えですから、いま困つておる炭の安売り競争の中に、将来どうなるかという不安がござりますから、その分についてはもつとみんなが安心される担当大臣の、責任大臣のおことばが私はほしかったのです。そのときはそのときでやつてまいりますとおっしゃいますけれども、今までの政府のやり方を考えてごらんなさい。物価対策一つをとっても、たといへん違ひございませんか。そういう状態であるから、私は特に基準炭価の問題についてお伺いをしておるのであります。一言でいいのですよ。政府の責任でこうしますということをおっしゃっていただきたい。私は何も一銭一厘まけませんとは言つていないのであります。そんな幅のないことは私は申し上げておりません。千二百円を引いたならば、あと著しい変動のないようになります。もし変動した場合には政府がこういう対策をもつて皆さんの安心のいくように政策を断行しますということは私にはないのですよ。安心させることころに、大臣の値打ちがあるのですよ。それが福田さんの値打ちですよ。その権威にかんがみて、ひとつ聲明を願いたい。

○福田国務大臣

私は何も、自由主義

るかと仰せられても、私は各地各地の

いうことを、はなはだ申しわけない

の
いうことになります。

イデオロギーは抜いても、やはり自由といふものにある規制を加えなくちゃならぬことは当然だと思うのです。それが政治だと思うのです。そしてまた、石炭が成長産業とはいわれない事態になつてしまひましたから、やむを得ない、合理化計画を進めていこう、今までのよきところを引き継ぎながら、誤解のないようにお詫びいたします。また、どうでなければいいたしたい。また、そうでなければいいたしたい。また、そうでなければいいたしたい。

るかと仰せられても、私は各地各地の
値段を知つておりません。井手さんは
地元ですから、おれのところではこう
いうのがあるんだということをちゃんと
と腹の中に入れて質問されておるか
ら、ちょっとこっちは困るわけですけ
れども、しかも本気にしてしまって痛

いうことを、はなはだ申しわけないのですが、まだ事務から聞いておりません。もしそういう事態があれば、われとしても十分対策を考えなければならぬと思つておる次第であります。

まほれせのうこういうことになつております。現在のところでは、いわゆる大手筋といふのは十八社ということになつておりますが、大手のうちで十五社、それから中小二社というものが、いま言つた十五万トン以上の生産で、合理化事業團を開設銀行からの借り入れ残高が五

るかと仰せられても、私は各地各地の値段を知つております。井手さんは地元ですから、おれのところではこういうのがあるんだということをちゃんと腹の中に入れて質問されておるから、ちょっとこっちは困るわけですがれども、しかし全体としてそれほど隔たつておるのではない。そうなればもちろん私のところにも、そういう話がこなければならないと思つておるのです。そういう点から考えてみまして、そういうふうな極端な例があるとすれば好ましいことではございません。しかし全般として千二百円引きよりうんとまだ下がった値段だということになればたいへんですが、私はそこまではいっていいんじゃないのかと思つております。特に電力炭が二千万トン以上、その他一応われわれの目の届く範囲の売買できるものが三千万トン以上ございますから、その分についてはそれほどのことはない。残りの二千万トンかれこれのうちににおいて、それじゃどうなつておるかということは、全部分析してみなければわからないことであります。が、特にそういう場合において需要者が買いたきをした、何か変なやり方をして安値でたいて買つたとかいうことであれば、そういうことに対してはわれわれとしても行政的に何か手が打てるわけですが、しかし価格というものは需要供給の関係できまりますから、その場合に、会社のボーナスを出すために、あるいは賃金を出すために、いま資金が何として也要る、銀行からも借りられないからといふので、安売りをする場合がないとはいえないと私は思います。料、価格がどの程度に下がつてやられておるかと

中野政府委員

石炭鉱業規制法
の提案して御審議願

定会社の効して各社の競争の改善に
関する動向をすることができる。これ

いうことを、はなはだ申しわけないですが、まだ事務から聞いておりません。もしそういう事態があれば、われとしても十分対策を考えなければならないと思っておる次第であります。

○井手委員 非常に不満ですが、次移ります。

これは中野さんでけつこうですが、経理規制の問題ですね。これは該当する山は幾らであるか、それから利益処分の認可基準はどういうものですか、第三点は勧告を会社が無視した場合はどうなさるおつもりであるかの点をお聞きしておきたいと思います。

○中野政府委員 石炭鉱業経理規制時措置法案をいま提案して御審議願ておりますが、これは二つの指定会社を指定いたしまして、そ

ういうことになつておるわけあります。これは、特別に政府のほうから厚い資金の手当で等があるとおもう趣旨でこういうことをいろいろやつたわけでありますから、法律にもありますから、石炭鉱業合理化事業団から借り入れておる、それから同時に開発銀行為からも六分五厘の金を借りておるわけですが、その借りた金の残高が五億円ですが、以上で政令で定める額をこえていいふうに考えておりますが、それを指定する。それから前一年間に掘り出した石炭の数量が、十五万トン以上で政令で定める数量をこえている、これが中小炭鉱は対象から除く、こうしたことがありまして、これは毎年一月、日現在で、いま言った基準に合つたかわぬかということで毎年指定をする、

せれば、資金の借り入れ残高が五億円と開発銀行からの借り入れ残高が五億円——合理化事業団のほうは、近代化資金と整備資金両方入っております。そういうことになつております。

勧告につきましては、勧告の規定がございまして、通産大臣は、指定会社の事業計画または資金計画が石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該指定会社に対してそれらの計画の改善に関する勧告をすることができる。これはその前提として、毎年事業計画なり資金計画を届けさして、これを十分審査をするわけであります。その内容が石炭鉱業の合理化の円滑な実施という上から見て非常にぐあいが悪い、支障を及ぼすというふうに通産大臣が認定をされた場合には勧告をいたすわけであります。これは勧告でありますから、罰則といふものはないわけであります。しかし実際問題としては、御承知のように、こういう指定会社についてまでは、ビルドのときの開銀資金、近代化資金あるいは退職金金融の整備資金、そのほかいろいろ資金面等につきまして相当の援助をしておるわけでありますから、その面で、勧告を聞かないというような会社があれば、そちらのほうで締め上げると言つと言葉は悪いのですが、そちらのほうと関連をさして、もちろん勧告を聞かせるように行政指導をする。こういうふうにお考へ願いたいと思います。

利益金処分につきましては、規定がございまして、第三条にございますが、この申請にかかります利益金処分が次の各号に適合するときには認可をしなければならないということになりますて、まずその営業年度におきまして、減価償却その他の費用——これは政令で認めることになると思いますが、減価償却その他の費用について必要な経理を行なった後に利益金処分を行なうということが一点、それから石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがない、こういうふうな認定をいたしたときに認可をする、こういうことの方針でござります。

○井手委員 趣旨のほうは大体承知しておりますからひとつ簡単に願います。

○井手委員 私が聞いておるのは、該当の会社の数、これは承りました。勧告を無視された場合はどうかということについてもお答えがございました。

問題は利益金処分の認可基準でございまして、そういう抽象論ではございません。利益金処分の、配当とか、そういう面です。そういう数字を聞いたのです。たとえば一割をこえるとか、あるいは預金利を越えるとか、そういう面に重要性があるから私は承つておるのであります。

○中野政府委員 利益金処分といふことは、結局内容は配当と役員の報酬といふことになるわけであります。いま法律にもありますように、必要な減価償却その他の費用について経理を行なっており、しかも石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないということで認可をするわけでありまして、現在、御承知のように、石

炭各社というものはほとんどの山が無配でございます。ごく特殊の、御承知のような一、二の山、それから兼営会社、こういうものは配当をやつております。一割以上の配当をやつておるところはないかと思いますが、一割以下のところだけ社内留保というものを多くさせて、それによりまして企業の内容の充実をはからしていきたいというものが一般方針でございます。ただ、それを最高限を幾らにするか、あるいはまたどの程度が適正なのか、これはもちろん各山の事情によって非常に違うわけでございますが、その点は今後慎重に検討して決定をいたしたいというふうに考えております。

○井手委員 利益配当を幾らに押えるかという問題ですが、調査団の答申は、昭和四十二年にはかなり黒字が出るという想定で答申が行なわれております。その利益金処分です。これは手厚い保護を受けておる炭鉱に対しては、当然経理の規制を行なうべきであるという局長のお話、そのとおりであります。そうであるなら、いまは赤字であっても、これだけ金を出して近代化しておるのでですから、将来うんともうかるような場合にはこういたしますという、一つの基準を持つことが非常に大事なんですよ。政府の強い決意というものは、そこなんですよ。ほかに何かあるか知りませんが、中心はそこなんですよ。そこを会社が非常にいやがつておるのであります。そこが自民党内でも問題があつたと思うのです。政

府内でも問題があつたと思うのです。だから、それはどこに押えられるのか、六分で押えるのか、幾らで押えるのか、六分で押えるのか、それを聞いておるのであります。

○中野政府委員 いまの利益金処分の基準でございますが、少なくとも配当率は一割以下に押えるということを検討いたしたいと思います。

○井手委員 一割というのは高過ぎます。しかし、これ以上は議論になりますから多くは申し上げませんが、その点は、これほど手厚い保護をしておるなら、まだ現実問題でそう簡単に起りそうもないものであるなら、もうとしつかりした態度を持ってもらいたい、強く申し上げておきます。

○三治政府委員 この機会に、ひとつ労働省にお伺いいたしますが、ことしのこの通常国会の当初に予想された三十八年度の再就職計画、あれとはだいぶ変わつておるかという問題ですが、調査団の答申は、二月ごろの推定に比べて、職員を含めて幾らふえたのか、そして総計幾らの再就職が必要になったのか、

○井手委員 語尾がわからなかつたのですが、ことしのこの通常国会の当初に予想された三十八年度の再就職計画、あれとはだいぶ変わつておるかという問題ですが、調査団の答申は、二月ごろの推定に比べて、職員を含めて幾らふえたのか、そして総計幾らの再就職が必要になったのか、それをお聞きしたい。

○三治政府委員 三千人ちょっと増加でございます。それで先ほど申し上げたように、三十八年度の合理化離職者の要就職対策者として計上したのが三万四千四百人というふうになつたわけだと思います。

○井手委員 この前二月ごろお伺いしたときに、当時の推定では労働省の能力では精一ぱいだというお話をあります。したが、今まではどうですか。雇用情勢が非常によくなりましたか。

○三治政府委員 そう変わっていないと思います。むしろわれわれのほうではわりあい控え目に見ておりましたけれども、今後の見通しは、今年度の計画からいけば、われわれが予想したよ

う悪いということは絶対にない、よくなることはあっても悪くはならないということは言えるのじゃないかと思います。だから結構からいけば、そ

か、六分で押えるのか、幾らで押えるのか、それを聞いておるのであります。

○中野政府委員 いまの利益金処分の基準でございますが、少なくとも配当率は一割以下に押えるということを検討いたしたいと思います。

○井手委員 一割といふのは高過ぎます。しかし、これ以上は議論になりますから多くは申し上げませんが、その点は、これほど手厚い保護をしておるなら、まだ現実問題でそう簡単に起りそうもないものであるなら、もうとしつかりした態度を持ってもらいたい、強く申し上げておきます。

○三治政府委員 この機会に、ひとつ労働省にお伺いいたしますが、ことしのこの通常国会の当初に予想された三十八年度の再就職計画、あれとはだいぶ変わつておるかという問題ですが、調査団の答申は、二月ごろの推定に比べて、職員を含めて幾らふえたのか、そして総計幾らの再就職が必要になったのか、それをお聞きしたい。

○井手委員 三千人ちょっと増加でございます。それで先ほど申し上げたように、三十八年度の合理化離職者の要就職対策者として計上したのが三万四千四百人というふうになつたわけだと思います。

○井手委員 あとでけつこうですが、最近の再就職の実績を出していただけます。それが共通の場として労務者の数で申し上げておったのが、職員、組合員が入るというような関係で、従来われわれが共通の場として労務者の数で申し上げておったのが、職員、組合員の数も今度の合理化計画の中に入ってきたということです。三万四千四百人というふうなことになつたことを御承知願いたいと思います。われわれのほうとしては、そういうものを全部含めて三千人ちょっと増加したということを申し上げます。

○井手委員 あとでけつこうですが、最近の再就職の実績を出していただけます。三十八年度末には一万八千人の繰り越しになる、この前の答弁では、年度末に閉山になつたものであるから、やむを得ず一万八千人、かなり繰り越しになります。そういうお話をございましたが、今度の場合は、四月に審議会が開催されるというお話をございましたから、そこで得た結果が、今度の場合は、四月に審議会が行なわれて、すでにほとんど閉山になつておる、あるいは合理化が進んでおる、その場合と従来の答弁とはかなりの聞きがあるようになります。そななりますと、繰り越しがあるということ自身に私は矛盾があるという考え方ですが、どうですか。この前聞いたときは、労働大臣から、年度末に閉山されたものがありますから、やむを得ず繰り越しになりますという御答弁がありました。今度の場合は、四月に審議会が行なわれて、すでにほとんど閉山になつておる、あるいは合理化が進んでおる、その場合と従来の答弁とはかなりの聞きがあるようになります。

○井手委員 あとでけつこうですが、最近の再就職の実績を出していただけます。三万四千四百人というふうなことになつたことを御承知願いたいと思います。われわれが当初申し上げましたときの数字は、いずれも労務者の数で申し上げております。その点はお断わりであります。

えざるを得ないわけであります。たゞ、三十七年度から三十八年度に繰り越しました一万八千人、それから今度の計画で三十八年度から三十九年度に繰り越す一万八千六百人という計数は、われわれの二月ごろの予想では少なくするという腹づもりでおったわけですが、実際の石炭業界のきびしい現状に照らして、やはりこの数が減らせなかつた、二百人でも増加しないということについては、計画担当者として非常に残念に思つておりますが、実際の問題としては、われわれはこういう繰り越しを少しでも減つて、くように努力をしていきたいと考えております。

○井手委員 この委員会で労働大臣が、大手の閉山や合理化の場合には、四割以上は会社の手で職場転換あるいは傍系会社に就職させるというお話をございましたが、それはどういうふうになつておりますか、実行されておりますか。

○三治政府委員 これは各会社、それから石炭大手の十八社の社長を、この計画答申がありまして後、大臣みずから東京会館に呼ばれまして、これは国会でも約束したことだし、皆さん方と事務当局との話でも、大手各社が四割の転換職場の確保計画もなされていることだし、これだけはぜひひとつ実行してもらいたいということだし、各社長、二、三常務が出て来られたのですが、ひとつわれわれのほうとしても責任を持ってやるように協力をします、ただ労働省の現地にもいろいろお世話をしならなくちゃならぬから、その点はひとつよろしくということで、われわれは再度確認しているというふうに考

のそういうことからいきまして、実際の手の炭鉱会社の就職あつせんの整えてもらうようを要請しまして、各大手の就職対策で人員をしておりますが、その当時調べたのが、専任の就職対策部の職員名置くということをやつておいて、これは政府、經營者側がやはり、また産炭地融資、その会社の設立という計画も相当商業界とも進んでおり、われわれしてそれにタッチしております。大体においていくようになるのかと思っております。

の各大手とも、大体制もして、現を配置しをましめたので、他の系列と連産省とも要望のではなりまし同して田委員のです。五月の合わせにおきまが七千人で必ず達成を願われの方ございおいてござい。会社の確認をいたしましたが、石炭火力発電が具体的な問題としては非常に重要になつてまいりますので、四十二年度ごろまで建設計画がすでにできておると存とつてはいると考えております。

○井手委員 塚本益事業局長さんに伺いましたが、石炭火力発電が具体的な問題としては非常に重要になつてまいりますので、四十二年度ごろまで建設計画がすでにできておると存とつてはいると考えております。

○ 塙本政府委員 石炭を四十二年度二千五百五十万トンを電力側で引き取りますにつきまして、石炭火力をどういうふように建設するか、これにつきましては、御承知のように、いままで電力界としましては千八百万トンを引き取るという態勢で長期計画を組んでおつたわけであります。その計画が一応現状に今度の二千五百五十万トンを上積みする場合には、石炭火力をどういうふうに追加すればいいかという問題であると思います。一応現在までに各電力会社が石炭火力としてどういうふうな計画を持っておるかということを御説明申し上げまして、あととの対策についてまたふえんして申し上げたいと思います。重油をあわせて申し上げたほうが多いかと思いますが、三十七年度は、石炭が八カ地点で百二十五万八千キロワット、重油が四カ地点で八十七万六千キロワット、合計しまして十二カ地点で二百十三万四千キロワット、これは運転開始のベースで計算しております。それから三十八年度が、石炭が四カ地点で八十三万二千キロワット、重油が十五カ地点で三百二十六万一千キロワット、合計で十九カ地点で二百七十九万八千キロワット、合計十九カ地点で二百九十八万九千キロワット。四十年度が、石炭が三カ地点で四

六カ地点で百九十八万一千キロワット、合計十九点で二百五十一万二千キロワット。これから四十一年度が、石炭が七カ地点で百十九万四千キロワット、重油が七カ地点で二百二万五千キロワット、合計十九点で二百五十一万二千キロワット。千キロワット、合計で十三カ地点で三百十七万五干キロワット、そのほかにまだ正式に会社から出ておりませんが、会社で予定しておりますのが、重油が四十一年度におきまして約百十万キロワット程度であります。それからさらに四十二年度に重油専焼としまして二百四十万キロワット程度の会社の希望があるようあります。一応こういうような長期計画を会社では持つておるわけでありまして、これによりますと、大体十八年度におきましては、会社側の計画に対しまして、われわれとしましても、石炭の長期契約に合わせるために、できるだけ重油を繰り延べて石炭をつくつてもらいたいということです。三十八年度に、会社に要請いたしますて五カ地点、八十八万二千キロ、これだけをつくるようにいたしたわけであります。これでも、もちろん四十二年度の二千五百五十万トンを消化するには不足でありますので、さらに三十九年度につきまして重油専焼火力を繰り延べ、あるいは中止しまして、石炭火力をそなかわりにつくつてもらうということを要請したい、かように考えております。

百万トンですか、その分はどういうふうに計画なさるおつもりですか。何カ所にどのくらい発電しなければならぬのか、もう少し詳しいところをお示し願いたいと思います。

○塚本政府委員　あと、三十八年度に八十八万キロワットつくりまして、三十九年、四十年に三百万キロワット以上をつくる必要があるうかと思います。これは御承知のように、重油専焼火力の負荷率と申しますか稼働率の問題であります。いろいろむずかしい問題がありまして、どこの電力会社に石炭火力をつくるかということによって稼働率が違つてしまりますので、その点は会社別にある程度計算いたしませんと出ませんが、大体二百万キロワット以上のものを三十九年、四十年につくる必要があるのじやないか、かようて考えております。しかもそれにつきましては、産炭地はもちろん中央三社に相当重点がかかるのじやないか、かようて考えております。

○井手賛賛　この計算でまいりますと、三十九年度以降に二百万キロワットアワーとおつしゅいますが、足らぬような気がしますが、それでだいじょうぶですか。それでその二千五百五十五トンに相当する発電計画について、どういう確信がおりになりますか、運転ということは非常に不経済であり

ますので、大体七割から八割の稼働率というところにもってまいりますと、やはり石炭専焼火力を二百万キロワット以上つくらなければならぬ、かようになります。もちろん会社の経理によりまして、石炭専焼をつくらなければ、重油専焼の稼働率を落として、古い石炭の火力を動かすという方法で石炭を食えないわけではありませんが、しかしこれは非常に不経済でありますので、会社の経理上会社としてはどっちをとるかという選択の問題はあるかと思いますが、大体新しい石炭専焼火力をつくるのじゃないか、それは大体二百万キロワット以上くらいの石炭専焼火力が必要である、かように考えております。そういう二百万キロワット以上の石炭専焼火力を、おそらくとも四十年の中どころまでにつくりますれば、四十二年の二千五百五十万台の石炭の消費は大体安心していいのではないか、かように考えております。

共同の勿来の七カ所であります。
○井手委員 三十八年度追加の五カ所
はわかりますか。

○塙本政府委員 三十八年度に追加し
ました分が運開しますのは、四十一年
度の運開で申しました中部の武豊、関
西の尼東、常磐共同の勿来、北海道の
奈井江、中国の下関、この五カ地点で
あります。

○井手委員 それは先刻おっしゃった
のと重複することになるのですか。

○塙本政府委員 これは三十八年度に
着工ということで一応審議会の議を経
しておるわけでありますて、さつき申
しましたように、運転開始の時期は四
十一年になります。三十八年度で審議
会の議を経ましたのが四十一年度に運
開しますので、運開としましては四十
一年度にかかるわけであります。

○井手委員 四十一年度の七カ所に五
カ所が加わるということですか。その
七カ所のうちになりますか。

○塙本政府委員 さつきちょっと会社
の計画だけを申しましてその数字を述
べましたが、その中にわれわれが三十
八年度に石炭火力をつくってもらいた
いということも含めてこの数字を出
してありますので、五カ地点は、さつき
申しました四十一年の内数になつてお
ります。その四十一年の七カ地点のほ
かに五カ地点があるというわけではあ
りません。

○井手委員 そうなりますと、あと二
百万キロワットアワーですか、その程
度で二千五百五十万トンはだいじよぶ
だとおっしゃいますけれども、どうも
その数字は私は不審にたえませんが、
常識で稼働率を考えてだいじょうぶで
すか。

○塚本政府委員 二百萬キロワット以上と申しましたのは、実は少しアロー・アンスがあるわけでありまして、正確に申しますと二百三、四十か二百四、五十になるかと思います。その程度をつくりますすれば大体だいじょうぶと思います。

○岡田(利)委員 ちょっと関連して。そうしますと、四十一年度の石炭専焼火力の総計の発電力はどのくらいあるのですか。

○岡田(利)委員 四十一年度の総計の石炭専焼火力の発電力は千二百四十二万二千キロワット、これが四十一年度の全体の石炭専焼火力の発電力であります。

○岡田(利)委員 休廃止が四十一年度まで行なわれるわけですね。大体七十三万キロ行なわれる予定になつております。したがつて休廃止の計画は、当初計画に変更はないかどうかというのが第一点。それから第二の問題は、石炭火力の場合には、普通今後の計画を立てるにあたつて、運転率、操業率は一体どの程度に見込まれるか。もちろん年度によつて違うでしょうし、石炭の事情によつて変わつてくると思われますが、現行はどの程度の実績か。それと四十年、四十一年はどの程度を一体想定しているか、これをお伺いしたいと思います。

〔有田委員長代理 退席、木村(守)委員長代理着席〕

ころ非常に古くなつておりますので、稼働率が相当落ちております。大体三十ないし四十程度の稼働率です。ただ新鋭になりますと、これは六十ないし七十の稼働率でありますので、その辺はそのときの石炭火力の新しいか古いかの構成によつて非常に違つくる、かのように御了承願いたいと思います。大体四〇%の稼働率、こういうようにお考え願えればいいのじやないか。ただ、これからつくりますのは石炭の新鋭が相当あえますので、大体五〇くらいまではいくのじやないか、かように考えております。

おる。これは事実私行つて見てきたわけです。一基は石炭混焼で、一基は重油専焼に切りかえております。許可されたときには、石炭混焼になつてゐるわけです。そういう面で、あまり金はかかるぬと思うのですが、そういうこともやはりあるわけです。したがつて石炭と重油の混焼比率が、当初われわれが常識的に一応想定しておつた分よりもやはりあるわけです。したがつて石炭混焼しているのが今日常識ではないかといふような気がするわけです。そういう点は発電コスト、燃料費の問題になるのでしょうかけれども、その点については将来石炭を引き取るという場合にどの程度に見込んでおるのか。それから従来石炭混焼で許可したのにかかわらず、重油専焼に切りかえられておるという面があれば、これもちょっと問題だと私は思うのです。そういうものを正式に認可しておるのかどうか。ただ電力会社がかつてにやれるんだということになれば、新銃火力は全部できるわけです。重油専焼で起きるわけです。しかし一方において、これだけの石炭はたかなければならぬというワクがあるんだから、そう心配はないということは常識的に考えられますけれども、そういう点についてどうお考えになつておりますか。

かのように考えております。なおまた、従来混焼で発足したものが重油ばかりでないといふことは、もちろんこれは会社のいろいろな経理上の問題もありますが、各社に対する石炭の割当の問題にも関連いたしまして、各社別に、経営の苦しいところは石炭の量をある程度減らし、経営のある程度楽なところは石炭をよけい引き取つてもらおう、こういうような各社間の話し合いになつております。そういう面で幾らか重油混焼率を上げるという面もあるかとおもいます。ただこれは、三千万トン引き取るにつきましては各社相当苦労しているわけであります。そういう点で今後は混焼率は一五%程度にみんななつていくのじゃないか、かように考えております。

したがつてそういう面から考へると、石炭火力の早期繰り上げ完成といいますか、こういう面で検討しなければならないのではないかという気がするわけですね。あるいは休廃止計画の三十九年度の三十二万キロワット、こういう点についても計画を再検討するという面が生じてくるのではないか。計画はずっと組まれておるのですから、やるならばいまからその措置をすべきだと思うのですが、この点についてはいかがでしょう。

○木村(守)委員長代理 滝井義高君
○滝井委員 昨日の続きをやらずして、ただくわけですが、大臣がおれば先に資金計画をもう少し詰めたいと思うのですが、大臣もおらぬし、屋からやらつしゃつたら集約して要点だけをえてもらいますか、昨日まで一応さと、買い上げ申し込みをした六百九十七万トン、それから政府原案となつて、六百七十一万トン、さらに合理化審議会が最終決定をした五百五十三万トン、その数字の内容についていろいろお尋ねいたしました。同時に資金計画をして百五十一億、設備資金として八十二億が不足であるということも明白になりました。それでその趣旨をどうするかということを、あともう一度大臣がいらっしゃつてからお尋ねいたしますが、きょうはさらにお引き続いて、合理化計画の中における重要な一環をなす再就職計画についてお話をねするわけです。

○滝井委員 いや、いまもその認識は間違いないかということです。

○三治政府委員 そのとおりでござります。

○滝井委員 そうしますと、お尋ねなのは、今度逆にやつていくわけですが、五百五十三万トンの山を一広合理化実施計画にはめることになつたわけです。その場合に、この五百五十三万トンというのを、昨日資料を参考しておつたのですが、まだこないんですが、自然消滅が四十三万、保安不良二十九万、事業団買い上げ四百八十一万トン、こうなつておるわけです。そこで、これに対する人数を、四十三万トンから幾ら出る、保安不良二十九万トンから幾ら、事業団買い上げ四百八十一万トンから幾ら、そしてその五百五十三万トンから総計幾ら、こういう御説明をちょっとしていただきたい。

○三治政府委員 四百八十一万トンに対しまして一万七千人、それから保安の関係の二十九万トンに対しまして千五百人でございます。四百三万トンは四千七百人でございます。総計で二万三千人でございます。

○滝井委員 そうしますと、二月の予算のときには、三十万トンの保安の中から、二十九万と同じですから千五百人ですね。そうすると四百四十万トンの中から出るのは幾らかというと、二万二千五百人しか出ないわけですか。四百四十万トン、いわゆる予算面では当時四百七十万トンから一万四千人しか出ないと、いう説明を受けているわけですか。ちょうど数字が違ってくるわけですね。当時の御説明は、三十八年において四百七十万トンが一万四千で

す、こういうことを言っておったわけです。その数字の違いは一体どうして出るかということなんですか。

○三治政府委員 一万七千人と申し上げましたが、これは職員や組夫、その他労務者以外のものを今度は計画の中に含まれるようになつた、それで一万七千人というふうになるわけです。

○滝井委員 そうすると、当時は職員、組夫は入れておらなかつたのですか。

○三治政府委員 先ほど井手先生の御質問にもお答えしましたのですが、いままで全部労務者ベースでずっとお答えしていたわけです。今度法律も変わりましたし、新年度から職員、組夫も計画の中に入れるということで、入れたわけでございます。

○滝井委員 当時は職員は入つておったのです、二月一日のころは、予算委員会のころですから。

○三治政府委員 確かに法の対象とか予定としては入れておつたわけです

が、離職者数と言つた場合には、職員、組夫、そういうベースでは言つていなかつたわけです。労務者のベースで

すつとお話を進んでいたものですから、労務者の離職者数という点で申し上げた。その点は、いまからそれはうそだと言わればやむを得ないかも

わかりませんが、皆さん方の御質問もずっと労務者ベースであったので、われわれのほうも、答えるとしては労務者ベースで答えたというふうに御了承願ひたい。決して他意あるわけではありません。

○滝井委員 そうしますと、百十八万トンですね、六百七十一万トンのときには、きのうから北川さん、お聞きに

なつているが、六百七十一万トンのときには、買い上げは五百九十九万トンになります。そしてあと自然消滅四

九万トンは同じなんです。狂うところは、買い上げの五百九十九万トンが五百五十三万トンになりますと四百八十万トンになり、いまの一万七千人になる。この五百九十九万トンが四百八十一万トンに変化することによって、百十八万トンだけこちらが減るわけです。これによつて労務者は幾ら減ることになるのでしょうか。

○三治政府委員 千二百名でございま

す。○滝井委員 こういう場合に、いま、たとえばAという山が七千人雇用しておる。そうしてそれが第二会社になっていくときには、あなたのほうはこれは山が存続するものとしてやつておるのか、再就職計画の中に入つてくるのか、どちらなんですか。

○三治政府委員 第二会社とはつきり計画された場合には、再就職計画には入れておりません。

○滝井委員 そこらが非常におかしくなるのです。これは明らかにとの山ではないのですから、滝井鉱山が閉山するわけですから、そうして新しく生まれ変わつた、全く経営形態が違つた

第一会社ができるわけです。そういう理論で言いますと、たとえば滝井鉱山がつぶれてその関連会社にこの労務者を持っていったときには同じことに

なつてしまふ。それと同じですよ。これは再就職計画に入れないと、この山に行く場合には、再就職計画に

ということが再就職計画であるわけですね。石炭産業から石炭産業へかわる場合には、職安の窓口へ新しく失業保険の受給者、求職者として出てこられた

場合に、たまたますぐつぶれる山へ就職させるこ

と、そういう計画を行政上やることは

これも調査団の段階で、炭鉱の離職者をまたすぐつぶれる山へ就職させるこ

と、そういう計画を行政上やることは

法のたてまえやその他われわれの

計画では、石炭産業の中で、第二会社にとどまるがどうであるが、とにかく石炭産業にとどまる人員は再就職

計画に入れるのは矛盾する。たとえ同じ会社がセメント会社なり、あるいは運送会社なりをつくとも、これは他

いうものと、石炭産業から他の産業に職場転換ということの違いになるかと

思います。そういうふうに御理解いた

だければいいんじゃないかと思いま

す。われわれはこの点は検討いたしまして、第二会社を抜くべしということ

で、元会社から第二会社にたとえ会社の性格なんか変わつても、これは石炭

の性格なんか変わつても、これは石炭

の性格なんか変わつても、これは石炭

の性格なんか変わつても、これは石炭

の性格なんか変わつても、これは石炭

の性格なんか変わつても、これは石炭

の性格なんか変わつても、これは石炭

の性格なんか変わつても、これは石炭

ならぬですか。これはあとでまだんぞんやついてきますが、これは大手の就職あつせん九千人というのがあるの

です。これは大手の山が今度は自分の下請というか斤先というか、こういうところに世話をする場合だつてずいぶんあるのですよ。日本の炭鉱労働者と

いうのは、古水が回るようだ手から中小、中小から零細と回つてるのであります。いま数は忘れましたけれども、炭鉱労働者は、いままでは離職した者の半分はそういう形でいつおつたのであります。だからこの九千人というのはそういう者には全然含んでいない、こう理解して差しつかえないですね。

それから失業保険の受給者でも、これは

いうのは、古水が回るようだ手から中小、中小から零細と回つてるのであります。だからこの九千人というのはそういう者には全然含んでいない、こう理解して差しつかえないですね。

それから失業保険の受給者でも、これは

いうのは、古水が回るようだ手から中小、中小から零細と回つてのであります。だからこの九千人というのはそういう者には全然含んでいない、こう理解して差しつかえないですね。

うことは、どうもおかしいじゃないですか。

○三治政府委員 第二会社に移る場合に、そういうふうな二ヶ月の猶予期間とかいうふうな場合には、そういう矛

盾がありますが、この点は行政的な取扱いとしてわれわれのほうとして

は、第二会社に行く人は現在そういう

計画の中には入れていないわけです

し、実際の指導の上においてもそういうふうにしていきたい。

それから失業保険の受給者でも、これは

いうのは、古水が回るようだ手から中小、中小から零細と回つてのであります。だからこの九千人というのはそういう者には全然含んでいない、こう理解して差しつかえないですね。

ら、この雇用計画を再変更するという場合は別といたしまして、年度計画の場合、全体計画としては、これはあくまで合理化計画と見合ったものになるわけですから、新しく別個に三十八年度雇用計画を諮問するということはしない了解になつております。

○中野政府委員　いまの問題に関連しまして。これは先ほどの井手先生の御質問で何度も大臣が言明されておりましたように、昭和三十八年度の、合理化計画、また、これに伴う再就職計画といふものは、適法に審議会で審議をされ、答申をされておりますので、改正法案が通つた場合に、あらためてその点について審議会は開く必要はないということは、もう大臣が先ほどから何度も言明をしておられますので、御了解を願いたいと思います。

○滝井委員　しかし、その点はわれわれは了解しないのですよ。

○中野政府委員　だから了解をお願いいたします。

これまでにはやらなかつたのです。われわれはそれを迫つてきただのです。ところが今度政府は、自分が改正するほうになつたんだからといつて、この前言つたときには、いや、これは参考資料でござりますから、参考資料をつけておきますと井上さんも言つておつたが、この法律が通ればこういうことをやらなければならぬことになるんですからね。これがあつて初めて有効になるのです。いわゆる合理化審議会がやる権限ができるわけです。今まで権限のないものをやつておつた。だからあくまでも参考資料にすぎないもので、われわれはこれを政府に迫る権限もなかつた。ところが今度この法律が通れば、迫る権限ができてくるわけです。そうでしよう。法治国家ですから、法律にないことやつておつても有効だということには、法律の形式論からいえばならぬのですよ。

○滝井委員 それはいま客観情勢がみんなそういう気持ちになつたからそう言うので、実はこの合理化法が出てから私は本委員会で何回もやつたのです。わが党の政調でもそれを議論するときに、私は勝間田政調会長にこれを一番主張したのです。ここに人間の計画がないということが、この合理化法の欠陥だった。われわれはそのとき自己反省もしたのです。この合理化法を審議するときには、われわれは悲しいかな、逐条的にこまかくやらなかつた。反対反対ということで、あまり審議せずして通したものだから実はこういうことになつたんだ、だからこれから国会のほうはそのとき、そういうものではないからと、いうのでやらなかつたのとやらなければいかぬということをそのとき主張したのです。ところが政府のほうはそのとき、そういうものではやつたのです。あなたの前任者はそれをやらなかつた。その前の前々任者も前の今井局長もやらなかつた。再就職計画なんか雇用計画なんか一回だけ出したことがない。僕はそれを何回出してくれと言つたかわからないです。よ。あなたの善意はわかるけれども、歴史的な経過からいつて、出さなかつたのですよ。それは資金計画はあつた。資金計画は出したけれども、人間の計画については出さなかつたのです。

月二十九日の閣議決定の石炭政策大綱、これによつて問題が新展開をしたわけでありますから、法律上はこれで読めるということははつきりしておると思います。

○瀧井委員 たとえば、この法律の第一条を見ても、石炭鉱業合理化及び安定をはかるとある。この安定の中に雇用の安定を入れるなどという、そういう無理な解釈をまだしておるくらいですから、それだったらもうほんとうは、第一條の目的の中に石炭鉱業合理化及び安定並びに労働者の生活の安定とか雇用の安定とかいうのを入れなければいけぬわけです。それを入れてくれと言つても、なかなか入れてくれない政府なんですから、こらあたり、いまのような御意見なら、さらっと修正をしてくれることになるかもしませんけれども、まあいいでしよう。そこらあたりはわれわれともよつと意見が違うということだけは言つておきましょう。

そうしますと、ことしの離職者の数をこの資料で見ますと、三万四千四百人になつておるのであります。去年からの滞留者の繰り越しが一万八千四百人でしょう。そうして三十八年度の離職者が三万四千四百人、これは数字が違うのです。これは常用労務者、職員、臨時夫、組夫、みな入れていますね。常用労務者二万九千五百人、職員三千四百人、臨時夫、組夫五千人、こういふことで三万四千四百人になつておりますが、いまのは二万三千二百人、やはり数字が違う。

○三治政府委員 それは、そのほかの数字がいわゆる合理化、山は閉山しな

いけれども、合理化による解雇者といふふうに御了解願いたいと思います。
○滝井委員 そういうものは幾ら出るのですか。
○三治政府委員 閉山、保安買い上げ、自然消滅以外の合理化による解雇者が一万一千四百人でござります。
○滝井委員 そうするとまた数字が一百人違うでしよう。いまの数でいきますと、一万一千四百人、二万三千二百人で三万四千六百人になるでしょう。そうすると、政府の三十八年度新規求職者は三万四千四百人ですから三百人違う。その二百人がつたりつかなかつたりするのですがね。
○三治政府委員 先ほどの買い上げの一萬七千人と申しましたのが、実際のこまかい数字を申しますと一萬六千七百五十二人、それを四捨五入して一萬七千人と申し上げましたが、そういう端数をこまかく申しましょうか。
○滝井委員 いや、いいです。それは、あとでいいですから資料で出してください。これは二百人といつたら、小山といつても相当の山です。家族を合わせたら五百人以上ですかね。
三・三五人おるのですから、六百人ぐらいの人があるということになります。
そうしますと、この三万四千四百人というのがことしの予算面に一体どういうぐあいにあらわれてきておりますか。
○三治政府委員 預算の場合には、三万一千百人で予算の一応積算の基礎にしておるわけでございます。したがって、正確に申し上げれば三千三百人ですかの違いが出る、上回ったというのです。

とあります。

○渾井委員 積算の基礎としてそれだけの違いがあるということをございまして、実際の解雇者の再就職がこの予定どおりいくか——この中でおもに金がかかるのは、結局安定所のやる場合にかかるわけであります。その点は実行を見ましても足りなくなれば——私のほうでやることのほとんどが事務費の関係になりますので、予算のほうは御心配ないと思います。私どもとしては再就職がこれ以上にくように努力して、予算がないからやらないうことは絶対ありませんから、御心配要らないと思います。

○滝井委員 昨日四百四十万トンの質問をしたときに、石炭当局は、四百四十万トンというのはおよその腰ため的なものでやつておった、今度は五百五十三万トンときちっときまりましたから、地域別炭田別にきちっといきます。四百四十万トンを地域別炭田別にやるというわけにはなかなかいきませんでしたが、今度は資料を出しますと、こうなつた。あなたのほうも、いまでの四百四十万トンのときであつたら、いまの御説明のように三万一千百人、およそそのくらいをやつたらいだろう、こういうことなんですよね。そうなりますと、今度五五三ときちつと固まつた数字になつてきましたのでから、それに見合う予算の数字といふものは、二月にわれわれに説明したものとは違ってくるはずですね。北川さんがわれわれに資料を、こまかく書いたものをくれておるわけです。あ

れと同じにならぬと思うのです。それはどうしてかといふと、山をつぶすのは地域別、炭田別につぶしていくわけですね。したがつて地域別炭田別の閉山のものと、この合理化で離職するものと、こち変わつてくる。そういうものはみな分布の状態が違つてくるわけです。したがつて当然、分布の状態が違えば、当初机上でつくった予算を現実に合わせていかなければならぬから、北海道で百人と思つておつたのが二百人になるかもしれない、筑豊では千人と思つておつたのが八百人になるかもしれないね、こういうアンバランスが数字の上で出てくるわけでしょう。それは四月十八日ごろに原案はおできになつてゐるわけですから、大体もう全部煮詰まつておりますか。数字の配列がきちつとできておりますか。

○三治政府委員 確かに、この数以上に、いまおつしやるような地域別の離職者の出方というものが、予想より変わつてゐる。その一番大きな変わり方は、北海道が昨年来予想したより、離職者が三十八年度には非常に多く出るようになつてくると私は思います。したがつて、われわれのほうでは、住宅計画におきましても、大臣と北海道に行きました場合に、北海道の実情を聞いて、急遽そちらのほうの住宅計画を変更したということもございまして、これはやはり、ただ三千三百人ふえたからまた予算を変えてどうのこうのというよりか、実行上、その出方に応じて、各府県とも相談をして、また事業団とも相談をして、緊密な連絡をとつて円滑に対処していくようになつていただきたい。そうして最後に年度末になつて足りなくなれば、これは予備費

○満井委員 そうなりますと、再就職計画が立たない間は絶対山はつぶしませんといふことはできません、こう言つてゐるわけでしょう。そうすると、再就職計画がいまのよう、四百四十万トンをきめたときとは情勢が非常に違つて、山はつぶれねけれども、山によって、山はつぶれぬくなるわけですから、しかも合理化計画で、いわゆる買い上げ閉山ではなくて、合理化だけとっても、北海道は少ないと思っておつたら多くなるわけですから、生きておるけれども、人間は切らなければならぬというのが一万一千四百人も出るわけですから、これはたいへんなことなんですね。したがつて、こういう面が新しい面として出てきておるのでから、そなりますと、来年に失業者を繰り越すというような山を一休つぶしていいのかどうかということがあります。山は生かさなければならぬ、しかし人間だけは失業させてほうり出す、これはこういう理論になるのですよ。すなわち、山を守るために人間を犠牲にしていいという、逆思想になつてきておるのじゃないですか。それならば、どうせ人間のために金を出さなければならぬのですからね、就職促進手当も出さなければならぬし、訓練手当も出さなければならぬし、その出す金を山につぎ込んで、山を動かし

ていったらしい。そして出てきた石炭を、極端な言い方だが、使い手がなければ、ただでみんな使わしてもいいです。ただしひといような安い値段で使わしてもいいのじゃないかと思うのです。政治がほんとうに人間を守るという立場に立てばです。一体人間に重点を置くのか、それとも山を生かすことをだけに重点を置くのかということです。私は当然、人間のスクラップ化を防ぐべきだと思うのです。それだから人間にしが込む金を山につぎ込む、そして、そこで人間が生きていくくということを、石炭については切りかえなければならぬという状態があるのじゃないかと思うのです。それを労働省は、去年一万八千四百人をうまく処理し切らずに、ことしに送つておる。そして一万八千四百人よりかさらに多い数を来年に送ろうというのです。こんな再就職計画はない。これは再就職計画に当たらぬですよ。そうすると来年、来年と繰り越すものは、だんだん時間がたてばたつほど、どういう結果が出てくるかというと、炭鉱労働者の平均年齢は三十九歳です、これは来年になれば四十歳、再来年になれば四十一歳になるのです。一つずつ年を重ねるのですから。若い労働力は炭鉱に入つてこないので。そうすると、ますます就職は困難になる。翌年、翌年と繰り越す労働者の数は、これは雪だるま式に大きくなつてくるのです。そうすると、労働政策の面からいつたら合理化をチャックせざるを得ないでしょ。それがあなたのほうが、資料につ

けたこのものを有効だといって、そして、一万八千六百人も繰り越すなんといふようなことは、われわれは認められない。もし有沢さんがこういうことを了承するというなら、われわれは有沢さんを不信任する。再就職ができない限りは絶対に山はつぶしませんと言つておるのだから、まさか有沢さんに二言はないと思います。それだったら不信任です。こうしたことまでお認めになるということなら不信任です。そのために両党は書記長会談までやつて、そしてそういう山には金を出すという約束をしているのですから、金を出してやつたらいい。金を出したって、いま言つたように、労働者にやる金は働くしておれば要らないわけです。そして石炭で少し損をしたって、やむを得ないです。貯炭ができるてもやむを得ない。その金は何とかしなければ間違つておつたのだから。それを労働者におつかぶせて、そして一万八千六百人、いまのような話になると、これはもつとふえますよ。合理化が深刻になつてくると、もつとふえる可能性がある。一万八千六百人どころじゃない。そうすると、この一万八千六百人の三十九年度への繰り越しといふものは、さらに増加する。予備費を組むとかいろいろおつしyrけれども、それはそのときの話であつて、いまから一萬八千六百人を繰り越すんだから、繰り越すならば、この分の予備費を組んでくださいと言わざるを得ない。そうでしょう。だから三治さん、こういう計画ではとても、失対の問題で職業訓練をやって三百二十円くらいの金をやるなんと言つても、だれも信用しない

ですよ。あれだけ鬪争した石炭労働者がこの実態だから、ことしの一万八千四百人繰り越してきたのよりさらに多く来年、三十九年に繰り越していくんですから、これはとても納得できぬですよ。

三治政事局 一万八千四百人
十七年度から三十八年度に繰り越す計画であつたわけですが、その中身を申し上げますと、このときの計画では、

労務者が一万六千九百人、職員が千五百人の計画になつております。ところ

なって、金融も受けられなくなれば別融資するというても、それは貸すかもしれないけれども、その運転資金その他が、銀行からりられない。いろいろ山ごと、とそれぞれの事情があつて、下得ない縛りということで、ここましてこうなつたというふうに御いたい。これはふやしてこうなげじやない。結果としては、それをいるかもわかりませんが、それからもう一つは、一万八人の場合でありますと、夫差

なる。特
は政府は
のほか
全然借
会社ご
力やむを
で圧縮
て了解願
はつたわ
これはふ
度の計画では、これは毎月の予想はす
ちで、約一萬一千人が失業保険の受
者になるというふうに考えており
す。したがつて、われわれのほうも
ても立ちませんけれども、実際を見
いきますと、やはりことしも昨年度
上に年度後半に、離職者がいる場合も
ふうに考へておるわけでござります
○滝井委員 失業保険をくれるとか
とか言つて、いまの農工労働者

うましままの何うでてていつ今給ましまでいいくんだから、つぶ
再就職計画で就職させさせ
言つて いる。一年も二
おつて、今度はいつ就
らぬと いうような状態を
いへんなことです。そ
すのはちょっと待つた
いかなければならぬ。
金を貸す以外にないと
理な言い分じゃないと
のため世の中がある
炭山のために世の中が
りますから、人間の生

理です。よ
れたときは必ず
るんだ。こう
年も待たして
職できるかわか
では、これはた
れなら山をつぶ
。山を生かして
それには、政府が
思う。これは無
思ふ。人間さま
のであって、石
あるのじゃない
見る。そのうち
百人と加
ります。

て、自分の家族と、そして学校へ行っている息子に、「」として対処するかということをもつたらいい。それでは、自分で食わせられぬ。それで半はほうり出されるのですから、とし山はつぶれるのですよ。

セラハを が一あとと申内策

人の内訳は、労務者は一万五千四百七十九人で、約千五百人減らす計画でございます。職員は、これは初めての経験で、今度新しくつけ加えたわけですが、二千八百八十人の繰り越し、臨時、組夫が九百五十人という内訳で一万八千六百人であるわけであります。だから、從来議論されておりました労務者ベースからいえば、われわれのほうとしては繰り越しの数は少なくしていい。なぜこういうふうになつたかといふと、閉山、合理化を三十八年度で集中的にやらないと山がもたないといふこと、むしろこれを押えていったならば、政府が相当金融したりいろいろしていっても、炭が売れないために山自身が、残るもの全部がどうにもこうにもならなくなる。最小限度、無理ではあるけれどもこれだけはやむを得ない、われわれのほうも通産当局と事務的には相当やつて、いろいろ無理を言って、当初の計画よりか減らしてもらえなくなる。山自身が信用がなく

訓練手当以外には、この満留費がえられていなかつたわけですが、それが今度の繰り越しの場合においては、訓練の部面もずっとふし、そのほかの部面につきまつたがつくようになるし、それからだけ大量の解雇になるので、この計画に当たつてみると、も井手先生のときには御答弁しながら、三十七年度におきましても、年度後半に非常に合理化、多かったわけですが、三十八年度はまた、三十七年度に増して、年度の前半と後半に分けるとに片寄る。それはなぜかといふと、十八年度の合理化計画のほうは、のほうに相当問題があるわけですね。その大手になりますと、この合が非常にしつかりしている山、合理化について、いま話す緒につきかけているというようあります。その大手になると、私見込みでは、やはり年度後半ある年年度末ということに——まあ三四百人が毎月同じに出るわけなのであります。これは、年度後

右に手が
が、こ
おきまし
えます
しても手
から、こ
いろい
先ほど
たのです
たのです
。年度
閉山が
一十八年
一、やは
二、後半
三、と、三
は、大手
ありま
し、閉
合いか
な状態
れは組
みたの
るいは
万四千
はない
失業保険の平均は四百四十八円くら
だと思います。それじゃ食つてはい
ぬですよ。私もきのうあなたに言つ
ように、これから三治さんとぼくと
カ月間、一日四百四十八円で家族
養つて生活して、そしてお互いに國
に出て大きい声で話して、栄養失調
ならなくてやれるか。やれぬですよ。
なた、そこの議員食堂へ行つて食つ
ごらんなさい。三食そこで食つてお
たら、四百四十八円ではめし代にも
らぬですよ。それに家族がいるので
し、着物も着なければならぬ。そうい
やめていかなければならぬ人間は失
保険で食わせるのだからそれでいい
いうことでは、われわれのヒューマ
ズムが許さぬ。そういう計画が有沢
くんの答申大綱であったとは、われわ
は考えておらぬです。有沢さんはそ
なことは言わなかつた。もう首を切
て出したら、あと失業保険をやるから
それは来年、再来年に繰り越されて
やむを得ぬというようなことは言わ
なかつた。必ず再就職計画を立てます,
その再就職計画と見合つて山はつぶ

私が気に入らぬのは、法律もできぬうちにこういうものを出して、認めていいですというのが気に入らぬのです。だからやり返してもらいたい。そして一万八千六百人も来年に繰り越してはいけない。来年に繰り越さぬでやるのですよ。そうやってみて、万やむを得ず五人が十人繰り越すというのなら、これはやむを得ない。しかしそうではなくて、初めから繰り越すような再就職計画では、これは再就職計画じゃないです。これをあなた方は再就職計画というなら、私は池田総理に出てもらわなければならぬ、絶対に。これは、私の言うのは無理じゃないと思う。あなた方がその立場になってごらんなさい。炭鉱離職者の立場になつてみたら、私が言うよりももっと不公平を言うだらうと思う。それは私たちにはこういう政策を論議するときは、やはりみずからが炭鉱離職者になつたところで、一べんものの考えてみる必要がある。人の痛さを知るには自分の身をつねってみたらわかるということは昔からいっておるが、これは単純な真

された同じ人

八年度に、それのほう

されると、それを就職する

いとおりま

〇三治政

聞でことしから来年に繰り越すが、相当おると思うのです。あなたたち、一体幾らと申すか。

府委員 三十七年度から三十九年繰り越される員数の中の、何年たっても再就職ができるない者はほとんどないようになりますが、これは今後、求職手帳を出して、この実態をしておりますので、この実態を指導官に預けて、そしてすぐさま対応とわかりません。そのためにはどうぞお見舞いをお願いします。

ら、よく、繰り越しが一人人づつを見ていくことなどないように求職手帳を出し、それを従来から見れば、就職対策であると思います。

、肝用とはなも、回りにて下に續をしてわい笑十見す越

けれども、現実の各産業におきましては、どこでもやはり希望退職を募る場合におきましても、また会社の経営が不如意になつて整理が行なわれざるを得ない場合でも、これは全部再就職がきまらなければ解雇ができないというふうなことはとてもいかぬ。しかしながら今度の計画におきましては、われわれは少なくともこの点については大臣みずから社長も呼んで、自分たちの解雇者について最大限の再就職をやるようにといふことでいろいろ話した結果、四割は最低線としてめんざすを見ると、しかもこれを具体的に計画も事務段階で話をして、それをさらに社長段階で確認させておるわけござりますので、したがつてこの繰り越しという問題は、先ほど申し上げましたように、年度後半になつた場合に、それは会社があらかじめ全部雇用先を見つけてやる場合は別といたしまして、そうでない場合に、各人が失業保険をもらひながら就職先をきめる場合に、従来の慣例からいへば、離職後三ヵ月ないし六ヵ月は最小限かかるのが実情でございまして、本人大きもやはり、就職口があるからさつと飛びつくということではなくて、相当慎重にあれこれ選択してやつてゐるわけあります。われわれの経験からいへば、一人の就職者に対する大体平均三つの就職口をあてがわないと、なかなか就職がうまくいかない。それくらいわれわれのほうとしては、離職者の数もあります。五つの就職口を出しても対して就職口は大体三倍程度が平均として要る。もちろん一対一で済む人で大体三対一くらいになつておりま

す。そういうことからいつて、その年度の区切りは、これは時間的な区切りだけであつて、人の流れというものはない。いかにも政府がほつたらかしておるというふうな考え方は、私はどうか残つた失業者だけがいかにも不幸である、いかにも政府がほつたらかしておるというふうな考え方は、私はどうかですから、これを三月三十一日に残つた失業者だけがいかにも不幸である、いかにも政府がほつたらかしておるというふうな考え方は、私はどうかと思うわけあります。

○瀧井委員 それだつたら何も私は三月三十一日につぶれる山をそのときにやれとは言わぬのです。だからおのずからこれは、合理化事業団に申し込んでおる順序に大体買ひ上げの事務は進んでいくんですよ。そうしますと、福岡地区では大体どの山とどの山が六月に片づく、どの山とどの山が七月に片づく、どの山とどの山が八月に片づく、こういうことがきまつておる。大手事務の見通しがつくのですよ。それから同時に今度の中には、すでに昭和三十七年に閉山をしておつて、三十八年に処理してもらつところもあるのです。こういう労働者が滞留しているわざですから、こういうものは計画にすんすん乗らなければならぬわけですよ。そうすると七月のものは何人出るから大体どとにいける、八月は大体どういう形になる、九月はどういう形になる、しかしいまのところわがほうとしては、二月と三月のものは大体わからず、ほかに理窟がございません、こういうことは言えると思ふ。そのくらいのことはあなたの方へおきまつた。新聞に出でおりました。労働省に何人使つとか、厚生省に何人使うとか、警備隊別に資料を要求しておつたわけです。北海道、東部、西部、九州と五百五十三万トンの内訳は……。

○三治政委員 大手が一万三百四十五人、中小が千六十人、合計して一万人四百人です。

○瀧井委員 そうしますと、昨日地域別炭田別の資料を要求しておつたわけですが、これは内容に入りますが、政府関係機関が二千八百人、これは内訳はこの間新聞に出でおりました。労働省に何人使つとか、厚生省に何人使うとか、警備隊の首を切るだけではなくして、炭

察官に何人なるとか出ておりました。やはりああいう形が必要なんですね。そりだけであつて、人の流れといふものは、ほとんどが九千人と言つたつて、帰農する者が五千人だと云つたところで、帰農するかどうかわからぬ。鹿児島なら鹿児島に帰る。二、三ヶ月するとすぐまた島に帰る。それで、そういうのが多いのです。

だからこれを五千百人もお見積もりになつてあるということは、こういうところだつてずいぶん不見識な話だと思ふ。もう少しかゆいところに手の届くような世話をやる必要があると思う。そうしないと政府を信用しないですよ。そうしますと五百五十三万トン、これは大手と中小の内訳はどうなるのですか、つぶすトントン数は。それから中小型が一万三千人。そして、大手が全部で一万人でございまして。それから中小が一万三千人。

○井上説明員 五百五十三万トンに該当します大手、中小の閉山炭鉱数と規模を申し上げますと、大手につきましては十一炭鉱、二百六十五万トン、中トントンでござります。

○瀧井委員 そうしますと、いまの五百五十三万トンに対して、大手が一万人、中小一万三千人。合理化による一万一千四百人の内訳は……。

○三治政委員 大手が一万三百四十五人、中小が千六十人、合計して一万人四百人です。

○瀧井委員 そうしますと、昨日地域別炭田別の資料を要求しておつたわけですが、これは内容に入りますが、政府関係機関が二千八百人、これは内訳はこの間新聞に出でおりました。労働省に何人使つとか、厚生省に何人使うとか、警備隊の首を切るだけではなくして、炭鉱の近代化、石炭鉱業の安定、こういうことが合理化だと思う。また、そういうものをつけつてもらいたいのです。今回さは、閉山、合理化、職員も入れて、おつたのですけれども、入れていただきたいと思うのです。

○瀧井委員 時間が来ましたから、午後にまたやり再開することとし、暫時休憩いたします。

○有田賀賀長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

○岡田利春君 四法案に対する質疑を続行いたします。

○瀧井委員 お詫びいたします。岡田利春君。今回提出されております石炭鉱業合理化臨時措置法の目的です。私は、その安定は標準に通じ、標準は合理化に通ずると思うのです。合法化及び安定といふことで、新しく安定とありますけれども、石炭鉱業の合理化です。私は、その安定は標準に通じ、標準は合理化に通ずると思うのです。合法化及び安定といふことは、ほんとうに理解されたものは安定すると思うのです。日本語の解釈はどうなるか知りませんけれども、私はそう思ふわけです。法律用語として、石炭鉱業の合理化といふことが目的に追加されたわけではありません、これが最も単に炭鉱勞働者の首を切るだけではなくして、炭鉱の近代化、石炭鉱業の安定、こういうことが合理化だと思う。また、そういうものをつけつてもらいたいのです。今回さは、閉山、合理化、職員も入れて、おつたのですけれども、入れていただきたいと思うのです。

○瀧井委員 まことに「石炭鉱業の合理化及び安定」というのを入れましたのは、もちろん、いま先生の御指摘のありましたような、企業の安定、ないし、それによります石炭鉱業内部における雇用の安定ということを考えたるわけではありません、たとえば請負夫の使用の規制であ

るとか、あるいは基準炭価の設定によるところの炭価の安定、そのほかいろいろな改正を含んでおります。そういうことによりまして、企業の安定ないし雇用の安定をはかつていきたいという趣旨の改正であります。

○岡田(利)委員 趣旨のところは私も成田質問で了解をしているわけです。

ただ、読んだだけではこの意味はそれないわけです。合理化の究極の目的は安定なんです。不安定だから合理化するのですが安定であれば合理化する必要はないわけです。だから結局、合理化するというのは、安定することに通ずるわけなんです。ですから問題は、私は、むしろ再就職の問題とか、きちっとやはり目的の中に入れたほうがいいのではないか、そのほうが親切ではないか、こういう気がするわけです。この点は、法案を出しているたまえからいつて、別にしましようというわけにも答弁としてはまいらぬと思うのですが、この点を適切に表明したほうがないのではないかという私の見解だけを一応ここで述べておきたいと思うのです。

次に第五条、計画の変更。

第五条の中に再就職計画が新しくつけ加えられております。この条文に書いてある内容を読みますと、私は、有沢調査団長の説明から考えて、その説明どおりではないのではないかという気がするわけです。しかし、法律用語にした場合、こういう題になるのかもしれないけれども、そこでお聞きしておきたいのは、第五条で、通産大臣は、石炭の生産条件その他経済上の著しい変動のため特に必要があるときには、石炭鉱業審議会の意見を聞いて、

この石炭鉱業の合理化基本計画または石炭鉱業合理化実施計画を変更しなければならないと書いてあるわけです。非常に変わってくる、そういう意味では、経済事情の中に当然密接不可分の関係として含まれておる、こう私は理解するわけです。ところが、この経済事情の著しい変動というのでは、経済事情の中には、必ずしも非常に変わってくる、そういう意味雇用の情勢も、もちろん経済情勢によつて著しく変動が出てきて雇用情勢も非常に変わってくる、そういう意味では、経済事情の中には、当然密接不可分の関係として含まれておる、こう私は理解するわけです。ところが、この経済事情の著しい変動といふのは、法律用語としては、内閣がひつくり返るかどうかというような経済の事実の変動でなければ、一応著しい変動にはならぬ、こう一般に言われておるわけなんです。そういう意味で考へると、そういう重要な経済事情の変動でなくとも、相当程度の経済事情の変動があれば、雇用事情は非常に悪化するということが、考えられるわけです。ですから、この意味は、そういう点では非常に大事な問題だと思うのです。雇用事情の問題も含まれるから、大事な問題だと思うのです。例を引いて申し上げますと、今年度就職のできない者が結果的に一万八千人になつた。来年度雇用計画を立てたけれども、来年はまた三万近くの炭鉱労働者が首を切られるので、どうしても二万五千人繰り越しをしなければならぬといふようなことになつた場合、少なくとも前年度の繰り越し以上に上回る場合には、私は合理化計画についても十分検討しなければならぬと思うわけです。ですから、その基準が非常にむづれませんけれども、そこでお聞きしておきたいのは、第五条で、通産大臣は、石炭の生産条件その他経済上の著しい変動のため特に必要があるときには、石炭鉱業審議会の意見を聞いて、

万人あるいは二万二、三千人の繰り越しがないとも、雇用計画を立てておるのだから、三年間受ける雇用促進手当の点について、これは通産省としてはどう考えるか、労働省として、特に雇用問題について、いま私が言つた趣旨から見てどう判断をされるか、お伺いしておきたいと思います。

○中野政府委員 第五条の一、一度立てました毎年度の計画を変える場合、これは、ここにもありますように、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のために特に必要があるときという点についておりまして、その他経済事情の著しい変動の中には雇用事情ももちろんいま御指摘のように含まして考へておるわけであります。一度立てました計画を変える場合でありますから、相当著しい変動のために特に必要な運用にあつては、この法律の条項に従つてわれわれとしては検討いたしたいと考えます。

○三治政府委員 通産省と見解が同じでございまして、われわれも石炭合理化計画に見合つていくわけでございまして、ですから、石炭の合理化実施計画というものが変われば雇用計画も変わることになります。あるふうに考えております。その後段のほうに、生産の計画について特別にしても雇用の著しい変動がある場合というのを特別に入れてあるのを理化計画といふものをバランスをとつて合理的に進めいくという場合に、そういうふうに考えております。そのうえを検討するのだとしきりに答弁をさへるわけです。この点、いま私が言つて、石炭鉱業合理化基本計画又は石炭

常に著しいということで大体一致するだらうと思うけれども、雇用の場合は別個に特別の事情があるかもわからぬことがあります。現実に今年度の雇用計画で数字が出ておるのでですから、その点について、これは通産省としてはどう考えるか、労働省として、特に雇用問題について、いま私が言つた趣旨から見てどう判断をされるか、お伺いしておきたいと思ひます。

○岡田(利)委員 ただ後段の場合には、雇用計画を再検討するということは、雇用計画を立てた。ところが順調にいかなかつた。まして、来年度繰り越しがさらに上回るということになりますと、これはその間努力しているのですから、再検討しても、ぱつと雇用先が見つかることはないことは考えられないわけです。そういう場合には、首を切つて出すほらもある程度セーブをしなければならない。常識的な繰り越しでひとつ何とか雇用転換を円滑にはかるうといふのが、有沢調査団の答申した趣旨なわけです。だから、雇用計画のほうだけを検討しても、これは順調にいっていい努力すればやれるという場合には検討はいいのですけれども、実際本年の実績は出た、ところが雇用計画はなかなかか思うようにならない、さらに来年三万人なら三万人の離職者を含めると、雇用計画の問題について、今年度初めて総合的な雇用計画を立てたわけですね。この実績がもし順調にいかぬといふ場合には、合理化計画についても、最初からスローダウンするという思想でなくて、相当考慮しなければならぬへんなわけです。大臣はどうですか。

○福田国務大臣 お答えをいたします。

第五条を今度直しましたが、これは追加をしたわけでありまして、「通商

産業大臣が第四条第二項第三号に掲げる事項について、石炭鉱業合理化実施計画」としてあるわけであります。

第五条には「生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるとき」は、石炭鉱業審議会の意見をきい

鉱業合理化実施計画を変更しなければならない。」こうあります。でありますから、私はあなたの言われる気持がわからないわけじゃない。それはよくわかりますけれども、しかしこの法律のたてまえというのは、とにかくスクランブル・アンド・ビルトということが基本になつててきておるわけであつて、雇用を中心にして、先に考えた法律ではない。だからあなたも、それを十分考慮のうちの一部に加える必要があるのじゃないかという表現をされておる。当然しろとは御質問にもならないのです。私は、そこら辺のことには常識でもつてやつていくのが一番いいのじゃないか。常識とは何ぞやということになると、これはなかなか問題になりますが、非常にそういうたよな面がきつくといいますか、実際に行なわれておらない。雇用の面が非常なそこを来たしておる。非常というのはどこだ、こういうことを言われると、そこに限界を引くことは非常にむずかしくなると思うけれども、そういうことが起きるということは、経済事情に著しい変動があつて、一応役所が計画を立てておるのに、その計画とあまり違った計画ができるというることはあり得ない。ところが、著しい経済の項に引っかけられるほどのことであれば、ちゃんと条文にも書いてあるわけですから、それでやつて少しも差しつかえないのじゃないか。だからこれにかかるてくる。なぜそれができなかつたかという事情をよく究明してみた上で、それが経済の著しい変動によるものであるということであれば、計

画の変更もあり得る、こう考えます
が、およそ役所が計画を立てておるの
に、経済事情の変動もないのに著しい
誤差がそこに出てくるとはわれわれは
考えておらない、こういうわけでござ
ります。

というふうに見込みまして、そしてそのうちで、一百万トン以上の三十七年度から三十八年度にずれ込んだのがあるのですが、今度は三十九年度にずれ込むものが幾らくらいか、こういう計算をしまして、その結果四百四十万トン程度の買い上げ予算、これは約五十億でございますが、五十億の金があれば、三十八年度の合理化整備計画といふものは、大体調査団の答申の線に沿った実施ができるのじゃないか、こういう想定を立てて予算をとつたわけでござります。

れを除いてもとにかく四百二十万トンより相当上回つておることは間違いないわけです。ですから、ここに問題があるのです。それが修正をされて五百十三万トンに実はなつたわけです。ずり込むやつがあるから、予算上は何とかそれは処理できるかもしれないが、事스크ラップだけに関しては、繰り上げてスクラップにしなければならぬ。ほかの政策については、おそらくとか、少なくやる——出でいる法案なんかもそうです。経理規制だって、全部調査団の説明している内容とは違つてゐる。骨抜きになつてゐるわけです。そういう点は手を抜いて、スクラップだけはとにかく先行して来年度分もとにかくやる。これが一番問題なんですよ。これに伴つて、労働省のほうの予算も、先ほど瀧井委員が質問したように、これに合わせて雇用計画を出したというのが真相なわけです。ですから、私が前の委員会でも、答申大綱に基づく詳細を有沢団長が報告する、こう明確に答弁しているのに、今日に至るまで詳細を答申していないのはけしからぬと言う理由がここにあるのです。一体この資料というものはいつ出るのか。もうまとまっていなければおかしいですよ。出れば、結局政府は調査団の答申以上に、企業の言うことだけを聞いて、それを受けつけ、とにかく六百七十一万トンの閉山規模を審議会に出したのだということが明らかになると思うのです。そして政治的に、九州は二山は第二会社をつくつて百万トン減らす、そして北海道は十

八万トン減らして五百五十三万トンと
いう最終的な審議会としての答申が出
た、こうなるわけなんですよ。これが
真相なんですよ。来年度もこの調子で
やられたのでは実際かなわぬわけで
す。資金繰りだってそうですよ。先
ほどから設備資金の問題がずっと委
員会で問題になつていてるけれども、
非常に資金が枯渇している。これ
もこのようないい間山規模の繰り上げを
やり、急激な合理化をすれば、毎年
こういうことがつきまとうと思うの
です。ですから私は、大体千二百万
トン、前三カ年の平均でいけば、炭政
課長が説明したように千五百万トン程
度の閉山を四十二年度までにするので
すから、それが来年さらに四十一年度
分まで繰り上げてやられたらかなわぬ
ですよ。しかし企業家は、この際つぶ
すものはすみやかにつぶす、あとは政
府のごやつかいになつて、人はどこか
にやつてもらうということで、早く自
立をしたいのですから、当然労働条件
もできるだけ下げるという方向に集中
的に行くわけなんですね。この調整を
するのが、私は審議会の任務ではない
かと思うのです。それをチックでき
ないような審議会であれば、審議会を
やめて——それは通産省の考え方、通
産省のやり方を合法化する单なる隠れ
みのにしかすぎないのです。ほかの審
議会ならいざ知らず、人間の問題まで
扱うこの審議会は、それでは何を改組
強化されたのではなくて、人員と部会
だけふやした、それが改組強化だ、こ
ういうことに通すると思うのですが、
こういう点についていかがですか。

ということは——もちろん経済は生きるものでございまして、これは調査団も半年以上もかかる非常に詳細な調査をされたわけですが、それにもかかわらず、最近の情勢を見ますと、やはり石炭産業を取り巻く情勢というものが非常にシビアである。特にこれは一つの大きな原因は、昨年度の経済の調整過程の影響がほかの産業よりも石炭には非常にひどくこたえておるということが、一番情勢の差があるかと思いますが、やはりこの整備合理化計画につきましては、四十二年度までの大筋は調査団は出されたわけでありますが、毎年の計画というものは、毎年つくつて始末していく、あくまで調査団もそういうお考えでございます。もちろん、調査団の出された大きな路線を踏みはずすということは、政府としてやりたくないございません。また、やるべきではないと思います。その大きい路線には私は合致しております。しかし閉山の規模等が、これはざっと数字を申し上げればすぐわかるのですが、三十七年度が大体四百七十万トン、今度が五百五十三万トンですから、合わせて大体一千五百万トンをオーバーする。先ほど先生がおっしゃったように、千二百万トンの生産減のスクランプというものを買い上げ規模に直せば大体千五百万トンになるわけですから、三分の二近くは三十七、八年度に行なわれる、こういう形になつていくわけでありまして、三十七年度自身についても途中で計画変更をせざるを得なかつたというような情勢もあるわけでありまして、これはやはり大きな筋は目標をつけておきながら、その年その年の情勢に合

わせて政府が施策をやつしていく、こういうことでなければならぬというふうに私は考えておるわけであります。それに答申大綱といふものが出ていたわけではありません。これが正式な答申として内閣総理大臣に出され、それを内閣として受理をして、その後十二月二十九日に政策大綱をきめて、予算をつくり、法律もつくつて御審議願つておるわけであります。その意味で、調査団はすでに昨年の年末に解散をしておるわけであります。今後この大綱についての細論が調査団から提出されれば、これは答申大綱の付属資料として受理をするつもりでおるわけでござります。

○岡田(利)委員 有沢團長が、私が答申大綱だから、答申詳細というのか、報告というか、名前は別としても、そういうのを報告するのかと聞いたふうに考えております。しかし閉山の件については、非常にナンセンスだと思うのです。どうぞ答弁をされておるわけです。それがいまになつても出されていないということは、非常にナンセンスだと思うのです。そういうものがなくて、国会だけで十の石炭関係法案が特別委員会に出されることは、非常に珍しいことです。そういうものがなくして、国会で審議が終わつてから出したって、意味がないですよ。團長が出すというの

では答申大綱を受理いたしましたが、その後何をしなさい、かにをしなさいという筋のものではないので、向こうのほうから出してくれば受け取るといふことは一切触れておりません。

○岡田(利)委員 觸れる権限がないのですから、触れないのはあたりまえだと思います。通産大臣が任命したわけでもないし、委嘱したのでもなく、内閣直属の権威ある調査団ですから、これに出来とか出すなどと言ふ権限はないですよ。そうすると、有沢團長が国会証言でうそを言ったということになるのですが、細論、再報告は出します、できれば年内、おそらく来年の初めに報告しますといつて、私の第一間に答えておるのであります。有沢團長はそれまでやらないで、團の方は解散してしまって、あとは野となれ山となれ、こういふ理解になるのですが、そういうことにならぬでしょうか。團長が国会で言つたことをやらぬのですから――しかも、できれば年内おそらくとも一月の初めごろには、答申詳細になるか、付属資料になるか、大綱資料になるかどうかは別にして、正式にもちろん出します。交渉に差しつかえるから、これは付属する積算基礎といふものは、正式に答申に付属して公表しないのだ、出さないのだといふことじゃないかと思ふのです。この点どこかでけじめをつけなければならないかね。けじめがないとすれば、あの大綱に基づいた積算基礎を調べた内容、資料といふものはいつ公表してくれるのですか。聞けばまだできない。いつできるかといふと、まだだあとで出したいたいふうにおつしゃつたように記憶しております。また、調査団はすでに解散されておりましたが、その当時の資料もござります

○福田国務大臣 あす、団員である稻葉氏が当委員会に来るわけです。これは団として、団長がそう言っておる。とにかく、解散した団がさらに資料を出すなんておかしい。何で出すのですか。調査団の團長がお出しますと言つておられるのですから、調査団の責任で出されるとか出せとか出すなどと言ふ権限はないのです。そうすると、有沢團長が国会証言でうそを言ったということになるのですが、細論、再報告は出します、できれば年内、おそらく来年の初めに報告しますといつて、私の第一間に答えておるのであります。有沢團長はそれまでやらないで、團の方は解散してしまって、あとは野となれ山となれ、こういふ理解になるのですが、そういうことにならぬでしょうか。團長が国会で言つたことをやらぬのですから――しかも、できれば年内おそらくとも一月の初めごろには、答申詳細になるか、付属資料になるか、大綱資料になるかどうかは別にして、正式にもちろん出します。交渉に差しつかえるから、これは付属する積算基礎といふものは、正式に答申に付属して公表しないのだ、出さないのだといふことじゃないかと思ふのです。この点どこかでけじめをつけなければならないかね。けじめがないとすれば、あの大綱に基づいた積算基礎を調べた内容、資料といふものはいつ公表してくれるのですか。聞けばまだできない。いつできるかといふと、まだだあとで出したいたいふうにおつしゃつたように記憶しております。また、調査団はすでに解散されておりましたが、その当時の資料もござります

で、それを整理して出したいということ

とで努力しておられるようあります

ので、そのうちに出でてくるんぢゃない

かといふうに私は期待をしております

でしょ。

○岡田(利)委員 催促することはいい

やつたわけでもないし、私がやらしたわけでもないのです。これは私の仄聞

しておるところで、これは直接関係は

いたしませんが、何か出すように努力

をしておられるというお話を聞いてお

りますが、しかし、こちらから出せと

言うわけにはいかぬし、出すなどいう

わけにもいきませんし、あなたの御意

見は承らしていただいておりますけれ

ども、これ以上申し上げるわけにもい

くまいかもと思います。

○岡田(利)委員 しかし、そういう点について事務関係の担当は通産省です。総理大臣が任命したけれども、そういう事務関係は主として通産省が担当する。総理もこう私に説明している。だからその点については、やはり責任があるわけです。いつでも出さないものを出せと言うことはあたりまえです。整理しなければいけないところがまた反面、合理化審議会に出ている資料を見ると、必ず調査団見通しというのがついておる。今度の審議会の資料も、調査団見通し、違ひといふものが出て、そして事業規模がきまる、今年度の生産規模がきまる、いわゆる今年度のスクランプ規模が審議されているのですよ。そうするとこのものが出て、そして事業規模が

出するのがおかしい。それを明確に調査

団見通しとして出しているのですから、これはやはり手元になければ、どううして通産省が責任を持つてあの審議会に調査団見通しを出せますか。これは出しているのですよ。私も通産省からもらったやつに調査団見通し、それに伴う最近の食い違いとか、全部比較して出しているのです。それがないというのはおかしいと思うのです。

○中野政府委員 いや、関係の資料がないということは申し上げてないのであります。それからまた大臣もいまおっしゃったように、これは旧調査団のメンバーということになりますが、もちろんそういう詳細な資料を出すときには、有沢団長の御了解なり何なりを得てお出になるものだというふうに私は解説しております。そうすればわれわれは受理をする、こういうことであります。

それからいま、審議会に調査団の資料というものが出してあるじゃないかということ、これは御承知のように、審議会のメンバーは調査団の当時のメンバーが全部なっておられまして、やはり三十八年度の見通し、これは時期の問題のときに出たと思います。調査団当時で見た見字というようなものを参考にしないと、よくわからぬ。だからそういうものを出せというおこばかりがありまして、われわれのほうとしては出したわけであります。その意味では何も隠しだしてするようなつもりはないので、審議会には出しているのでありますから、そういうように御了解を願いたいと思います。

○岡田(利)委員 私は、公表できないものはできなくていいのです。公表でないといふことは申し上げてないのであります。それからまた大臣もいまおっしゃったように、これは旧調査団のメンバーといふことになりますが、もちろんそういう詳細な資料を出すときに、有沢団長が言っているように、昭和四十二年度には炭鉱労働者は十二万台になります。大体十二万五、六千人、合

て五、六千人のことを言うのではありませんが、いまの情勢からすると、おそらく昭和四十一年に十二万台になるかも知れない。へたをすると、二年早くもしまってなりますよ。それだけ合理化策が早まっているのです。単に合理化基本計画だけを考えいくと、どうしてもそれぞれの企業の申請に基づいて、通産省としてはこれはやらざるを得ないのですね。そうなってきますと、これはとても雇用計画は立てぬし、来年あたりどうなるだろうかといふ心配が当然出てくると思うのです。特に今年度に限っては、これは結局は三井対策です。三井をどうするかといふ問題です。たとえば田川というのは、今年度やめる計画ではないであります。それをとりやめて第二会社にするわけです。これは三井が極端に企業内容が悪いから、三井対策として普通一般の考え方であります。その結果はあまりにも三井が極端に企業内容が悪いから、三井対策として普通一般の考え方であります。それがございましたが、今年度の審議会だと思うのです。実際はあまりにも三井の企業とほかの企業との格差がひどいものだから、三

○岡田(利)委員 私は、公表できないものはできなくていいのです。公表でないといふことは申し上げてないのであります。それからまた大臣もいまおっしゃったように、これは旧調査団のメンバーといふことになりますが、もちろんそういう詳細な資料を出すときに、有沢団長が言っているように、昭和四十二年度には炭鉱労働者は十二万台になります。大体十二万五、六千人、合て五、六千人のことを言うのではありませんが、いまの情勢からすると、おそらく昭和四十一年に十二万台になるかも知れない。へたをすると、二年早くもしまってなりますよ。それだけ合理化策が早まっているのです。単に合理化基本計画だけを考えいくと、どうしてもそれぞれの企業の申請に基づいて、通産省としてはこれはやらざるを得ないのですね。そうなってきますと、これはとても雇用計画は立てぬし、来年あたりどうなるだろうかといふ心配が当然出てくると思うのです。特に今年度に限っては、これは結局は三井対策です。三井をどうするかといふ問題です。たとえば田川というのは、今年度やめる計画ではないであります。それをとりやめて第二会社にするわけです。これは三井が極端に企業内容が悪いから、三井対策として普通一般の考え方であります。その結果はあまりにも三井が極端に企業内容が悪いから、三井対策として普通一般の考え方であります。それがございましたが、今年度の審議会だと思うのです。実際はあまりにも三井の企業とほかの企業との格差がひどいものだから、三

○岡田(利)委員 私は、公表できないものはできなくていいのです。公表でないといふことは申し上げてないのであります。それからまた大臣もいまおっしゃったように、これは旧調査団のメンバーといふことになりますが、もちろんそういう詳細な資料を出すときに、有沢団長が言っているように、昭和四十二年度には炭鉱労働者は十二万台になります。大体十二万五、六千人、合て五、六千人のことを言うのではありませんが、いまの情勢からすると、おそらく昭和四十一年に十二万台になるかも知れない。へたをすると、二年早くもしまってなりますよ。それだけ合理化策が早まっているのです。単に合理化基本計画だけを考えいくと、どうしてもそれぞれの企業の申請に基づいて、通産省としてはこれはやらざるを得ないのですね。そうなってきますと、これはとても雇用計画は立てぬし、来年あたりどうなるだろうかといふ心配が当然出てくると思うのです。特に今年度に限っては、これは結局は三井対策です。三井をどうするかといふ問題です。たとえば田川というのは、今年度やめる計画ではないであります。それをとりやめて第二会社にするわけです。これは三井が極端に企業内容が悪いから、三井対策として普通一般の考え方であります。その結果はあまりにも三井が極端に企業内容が悪いから、三井対策として普通一般の考え方であります。それがございましたが、今年度の審議会だと思うのです。実際はあまりにも三井の企業とほかの企業との格差がひどいものだから、三

○岡田(利)委員 私は、公表できないものはできなくていいのです。公表でないといふことは申し上げてないのであります。それからまた大臣もいまおっしゃったように、これは旧調査団のメンバーといふことになりますが、もちろんそういう詳細な資料を出すときに、有沢団長が言っているように、昭和四十二年度には炭鉱労働者は十二万台になります。大体十二万五、六千人、合て五、六千人のことを言うのではありませんが、いまの情勢からすると、おそらく昭和四十一年に十二万台になるかも知れない。へたをすると、二年早くもしまってなりますよ。それだけ合理化策が早まっているのです。単に合理化基本計画だけを考えいくと、それでもそれぞれの企業の申請に基づいて、通産省としてはこれはやらざるを得ないのですね。そうなってきますと、これはとても雇用計画は立てぬし、来年あたりどうなるだろうかといふ心配が当然出てくると思うのです。特に今年度に限っては、これは結局は三井対策です。三井をどうするかといふ問題です。たとえば田川というのは、今年度やめる計画ではないであります。それをとりやめて第二会社にするわけです。これは三井が極端に企業内容が悪いから、三井対策として普通一般の考え方であります。その結果はあまりにも三井が極端に企業内容が悪いから、三井対策として普通一般の考え方であります。それがございましたが、今年度の審議会だと思うのです。実際はあまりにも三井の企業とほかの企業との格差がひどいものだから、三

○岡田(利)委員 私は、公表できないものはできなくていいのです。公表でないといふことは申し上げてないのであります。それからまた大臣もいまおっしゃったように、これは旧調査団のメンバーといふことになりますが、もちろんそういう詳細な資料を出すときに、有沢団長が言っているように、昭和四十二年度には炭鉱労働者は十二万台になります。大体十二万五、六千人、合て五、六千人のことを言うのではありませんが、いまの情勢からすると、おそらく昭和四十一年に十二万台になるかも知れない。へたをすると、二年早くもしまってなりますよ。それだけ合理化策が早まっているのです。単に合理化基本計画だけを考えいくと、それでもそれぞれの企業の申請に基づいて、通産省としてはこれはやらざるを得ないのですね。そうなってきますと、これはとても雇用計画は立てぬし、来年あたりどうなるだろうかといふ心配が当然出てくると思うのです。特に今年度に限っては、これは結局は三井対策です。三井をどうするかといふ問題です。たとえば田川というのは、今年度やめる計画ではないであります。それをとりやめて第二会社にするわけです。これは三井が極端に企業内容が悪いから、三井対策として普通一般の考え方であります。その結果はあまりにも三井が極端に企業内容が悪いから、三井対策として普通一般の考え方であります。それがございましたが、今年度の審議会だと思うのです。実際はあまりにも三井の企業とほかの企業との格差がひどいものだから、三

千五百万トンまでは供給を認めるとい

う程度で、それ以上になつては困る。

そうなれば年の半ばどころか、あるいは

年末になって少し力を入れれば五十万

トンくらいすぐ出てしまう。ところが

今度は五千六百万トンにでもしておい

て、そうして百万トン減らすというこ

とになると、これはまた非常に問題が

起きてくるわけあります。そこら辺

の感じをみて、これはほんとうをいう

と、五千五百カントンの需要は確かにあ

る、貯炭には絶対にならないというよ

うな感じなら、これは五千五百万トン

で出したほうがいいと思つておったの

です。あまりオーバーしては困ると思

うものだから、そこら辺は手ごころを

した、と言つてはおかしいけれども、そ

れが一番すなおなり方だと思って、

そのくらいにして出したのです。ほん

とうはあれは、五千三百トンで出そ

うじやないかという意見もすいぶん

あつたが、私はそれに反対したわけ

です。そんなばかなことがあるか、五千

三百トンということで、需要がない

からそれで出すということにしておく

と、それじゃ九月、十月ごろになつ

て、やはり需要がないということであ

やせないという事情が起きたときに、

手違いやいろいろな問題が起きる、そ

れ自身が労働者の収入等にも影響しな

いとはいえない、歩増し、奨励金とい

うようなものの関係等を考えてみて

も、そういうことも起きる、だからな

るべくそれに近い数字、しかしそれを

オーバーしない数字、こういう感触で

出したわけであります。

○岡田(利)委員 私もそうだろうと思

うのです。近いから 五十万トンくら

いだから見のがしてくれるだろうとい

うような気持ちで——いろいろ検討も

し、努力もされたんだしょうけれども、

そういう感じがあるのじゃないかと思

うのです。しかし本委員会に出されて

おる法案を検討すると、五十万トンが

確保できない、だから五千四百五十万

トンなんだ。一方では五十万トンを削

る法案も出しておるのじゃないですか。

これはどういうわけですか。ボイ

ラー規制法も延長はしたが、改正して

五十万トン違いますよ。これは五千

五百萬トン確保できるわけです。五千

四百五十万トン確保できるのだから、

あのの五十万トンはできるだけです。

それをこていねいに五十万トン程度の

需要減の法案を出しておるわけです。

これは理屈に合わないじゃないですか。

○福岡国務大臣 それは、いまあなた

がおつしやるとおりだと、五千三百五

十萬トンといふことになるだけです。

五千五百萬トンにはなりません。たと

えればあなたがおつしやったとおり

だとして、われわれがいま考えておる

のは五千三百万トンくらいしかなく

て、五千五百萬トンだと貯炭が二百万

トンあるのじゃないかということが

あるわけです。それはあつても何とか

のだから、それはあたりまえです

よ。五千万トンの努力が足りないので

すよ。その五十万トンを、わざわざ本

委員会にこの法案を出して改正する。

五十平米を百平米にしたことによつ

て、実際数字がなかなかむずかしいの

ですが、私の想定では七十万トンない

いまでの需要という意味からいえば、五

千三百五十万トンにしかならない。

し

かしわれわれとしては、五千五百万ト

ンといつておるから、五千五百万トン

前後は掘つてもらおう、掘つて実際に

需要がそれについていかなかつたとき

は、われわれとしても何か考えよう、こ

ういう気持ちで五千四百五十万ト

ンを五干五百万吨にしておくと、

去年みたいに年度の後半でもつてまた

混乱を起こすおそれがありますので、

ちょっと控え目にした、こういうとこ

ろであります。

○岡田(利)委員 当初の見込みが五千

三百五十万トンであろうと五千三百万

トンであろうと、とにかく貯炭その他

を想定しても、政府は五千四百五十万

トンの需要を確保する、それで審議会

したがつてそれが通産省の告示になつ

た、こういうことでしよう。それは大

臣、あたりまえですよ。五千五百万ト

ンとあなたは確約されておるのだから

少なければ上昇するのに努力するの

は当然のことですよ。何か大臣の答弁

を聞いてみると、五千三百五十万トン

だけでも、ずいぶん努力をして五千

四百五十万トンにしたのだ——あなた

は五千五百萬トンに確保すると言つてお

るのだから、それはあたりまえです

よ。五千万トンの努力が足りないので

すよ。その五十万トンを、わざわざ本

委員会にこの法案を出して改正する。

五千平米を百平米にしたことによつ

て、実際数字がなかなかむずかしいの

ですが、私が想定では七十万トンない

いまでの需要という意味からいえば、五

千三百五十万トンにしかならない。

じですか。

提案している理由がわからぬわけで

す。これは大臣、あなたもあれだけ明

ら、数字としてはじき出すのは、これ

は簡単にできるわけですよ。ただ一方

本年度は五千五百万トンの需要を確保

するというのがあなたの任務ですよ。これは

修正されますか。この点については十分

検討して話し合いをしてもいいのじゃ

ないかと思いますが、いかがですか。

○中野政府委員 先ほど岡田先生の

おつしやった御質問で、五千四百五十

万トンというのは審議会の需給部会で

決定をした数字で、通産大臣の告示の

ほうは、生産ベースは五千五百万トン

でございます。ですから、表に出てお

るのはあくまで五千五百万トンです。

それから五千四百五十万トンといふ數

字は、相当審議会では問題があつて、

通産省もいろいろ苦心してつくった數

字なんですが、これでは足りないじ

か、少なくとも五千五百万トンに

は持つていいべきである、こういう議

論は、議事録にどういうふうに載つて

いるか、議事録を見なければわかりま

せんが、相当議論があつて、やはり政

府としては努力する、さらに五十万ト

ンをふやすよう努めること

を何度も言つております。また、その

つもりで、決して五千四百五十万トン

で満足しているわけではなく、そこ

のことはひとつ御了承願いたい

と思います。

○岡田(利)委員 なるほど、告示は五

千五百萬トンになつております。た

だ問題は、石炭生産で、一般炭で五千

五百カロリーですよ。カロリーは出で

ない。五千五百出るのであります。これ

はわからぬのです。調査団のあれです

か、われわれに約束したカロリーと同じですか。

○中野政府委員 同じでござります。

○岡田(利)委員 五千十万トンですか。

生産数量をかかつてにきめて五千五百万ト

ンに押える、こうしたことあります。

五千五百カロリーですか。大体その

五千五百カロリーですか。大手のほうだけ

は五千五百カロリーですか。大手のほうだけ

てをして、一番最後の機械の装置の認可を持ってきたときに、それは重油ボイラーであった。あとは石炭ボイラーとみな同じですから、一番最後に持つてきて、これは重油ボイラーです、これはもう発注してでき上がってきた、こういうケースなんです。そんなことがあっていいんですか。初めに許可するかしないか態度を保留しておったなら、私はわかるんです。しかし札通局では、これは許可しません、こういふことを言っている。これは私は非常に大事な問題だと思うんです。いま政府の甘味資源対策で昭和四十二年度には国内糖は総需要量の半分は自給する、自給度を高める。そこでてん菜糖の育成をする、保護をする、そうして國內糖が認可され、今回大日本製糖とそれから北運工場、二工場が認可になった。同じ条件です。一方は忠実に石炭ボイラーでやっているわけですよ。まして産炭地もある。一方は言ふことを聞くかないで、許可を得ないのにかかるわらず、自分で強行して、最終装置の場合に、これは重油ボイラーです——これをもし事後にあなたの方が許可をしたとするならば、大へんな話です。そういうことがあり得ていませんか。これは大臣にお聞きしたいのです。非常に大事な問題です。これがいいということになりますれば、これからできる明治製糖あるいは名古屋精糖あるいは台湾製糖ですか、様々としも北海道において。たいへんな問題です。重油ボイラー規制法なんというものは、そういうことをやられたのではありません。重油ボイラー規制法などは、その意味がないと思う。最近の傾向として、大なり小なりその傾向があるので

てをして、一番最後の機械の装置の認可を持ってきたときに、それは重油ボイラーであった。あとは石炭ボイラーとみな同じですから、一番最後に持つてきて、これは重油ボイラーです、これはもう発注してでき上がってきた、こういうケースなんです。そんなことがあっていいんですか。初めに許可するかしないか態度を保留しておったなら、私はわかるんです。しかし札通局では、これは許可しません、こういふことを言っている。これは私は非常に大事な問題だと思うんです。いま政

す。私はここが非常に問題だと思う。大臣は真偽のほどほどまで知つておるかもしれません、そういうケースが

あつてはならないということは、私と大臣は意見が一致するのじゃないで

しょうか。

○福田国務大臣 全くそのとおりでござります。

○岡田(利)委員 そうすると、これが

あつたとすると、これを許可した通産

局長というのは責任問題ですよ。私が

いま申し上げたとおりの事実で許可し

たとすれば、通産局長は責任問題で

す。取り消しても、すでに稼働してお

るのですからね。はずすわけにまいいら

ない。そういたしますと、初めにあなたの権限を受け、許可しないと言つ

ておったにかかわらず、既定事実をつ

くり上げられて許可したということになれば、責任問題です。これは北海道

議会においても問題になつて、議事録

があります。ですから、この問題は明

らかに立証できるのです。この場合

に、この法を今後厳正に運用するため

にも、通産大臣は何らかの措置をとり

ますか。

○福田国務大臣 私、何も責任をのがれようとして申し上げるのではありませんが、過去にどういうことがあったかどうか実情をつまびらかにしておりません。今後の問題としては、そういう

ことは、私は政治の問題だと思います。どちらのほうにウエートを置くかといふ

ことは、これは私は政治の問題だと思います。どちらのほうを助けるか、どうも

いたしておるわけですが、この点につき問題ではないか。私は特に委員長に

いてはどういう根拠なのか。揚げ地に

おいては、単価は千二百円下げておる

のですからね。産炭地の場合、へたを

対策のためにさらに延長されるのです

から、あらためてあなたの権限を委譲

する各通産局長には、この法を延長し

た政府の趣旨、それから法の運用につ

いてやはり通牒か何か出すべきだと思

うのです。それは單に、今度延長した

からというのではなくんですよ。そ

ういうのではないんですね。そ

ういうことを言つておるわけですよ。と

て引き上げる、こういう考え方で出さ

れておるわけです。私は逆にいう

手元に資料があるのですが、これは

一昨年の実績ですが、四十から百の

間、これは大体新設で千五百件、廃止

が五百三十六件、現存が八千百七十二

件。しかし、四十平米以下が圧倒的に

多いのです。現存が二万四百二十四件

あるわけです。もちろんこれは、ある

程度許可基準で押えられておったか

ら、こういう数字が出てくると思うの

が多くなるのですから、そういう説

明ができるでしょうが、その面の適切

な措置をとつていただきたいと思いま

す。よろしいですか。

○福田国務大臣 仰せのとおりに措置

いたしたいと思っております。

○岡田(利)委員 そこで先ほどの、中小企業対策のために五十平米の伝熱面積を百平米まで上げる、こういうことになつたわけです。私はこの法律はそのまま延長されることを期待しておりましたし、大体今までの国会の討議の過程から見れば、ボイラ規制法の延長というものが、すんなり与野党の間でも理解されておつたと思う。ところが法案となつて出されたのは、中小企業の場合にこれは百平米まで上がる。私どもは七十万トンないし八十

万トンの需要減になると一応の想定を

いたしておるわけですが、この点につき問題ではないか。私は特に委員長にいてはどういう根拠なのか。揚げ地においては、単価は千二百円下げておるのですからね。産炭地の場合、へたを対策のためにさらに延長されるのです。しかし今度の法案は別に、わけです。しかし今度の法案は別に、

態度をきめたのですから、厳正にこれをやつてもわななければならぬわけです。したがつて通産大臣は、今年度十ヶ月に切れるという予定のものが、石炭対策のためにさらに延長されるのですから、やはり通牒か何か出すべきだと思つたとす。私は従来のボイラ規制法をそのまま延長すべきだ、こういう見解を持つておるわけです。実績がそうなんですから。大臣いかがですか。

○福田国務大臣 石炭に対する対策といふものは、実は例外的な措置でございまして、これはあなたもおわかりだと思います。中小企業対策といふものも、これは与野党を通じてやらなければなりません。私は政治の問題だと思います。ボイラの問題をあまりきびしくいたしましたと、いわゆる中小企業の合理化あれば、これは一角がくずればみんなくずれていきますよ。だからそういう点についてあらためて——もちろん局長会議もあるのですから、そういう説明ができるでしょうが、その面の適切な措置をとつていただきたいと思います。よろしいですか。

○岡田(利)委員 仰せのとおりに措置

いたしたいと思っております。

○福田国務大臣 そこで先ほどの、中

小企業対策のために五十平米の伝熱面

積を百平米まで上げる、こういうこと

になつたわけです。私はこの法律はそ

のまま延長されることを期待しておりま

したし、大体今までの国会の討議

の過程から見れば、ボイラ規制法の

延長といふものが、すんなり与野党の

間でも理解されておつたと思う。ところ

が法案となつて出されたのは、

中小企業の場合にこれは百平米まで上

がる。私どもは七十万トンないし八十

万トンの需要減になると一応の想定を

いたさないであります。この点は一考を要すべ

ておるわけでございまして、当初からそ

のままというようなことは申し上げておらなかつたつもりでございます。

○岡田(利)委員 しかし、重油ボイラー規制法の数字の実態を知れば、そのまま延長するか、やめるかなんですよ。それをみみづちく五十平米を百平米まで上げるということ自体が、私はどうも理解ができないのです。確かに抽象的に言われば、いま大臣が言うようになる。具体的な内容を検討してみますと、これが影響を及ぼす中小企業の燃料費の比率といふものは「一体どうか。これは微々たるものですよ。一%から二%じゃないですか。一%から二%がどんなにたいへんなんですか。しかもこの比率は、石炭だけじゃないのですよ。油、石炭、電気、全部入っています。ですから、この比率が石炭を使うことによって、ボイラードに石炭をも、燃料費といふことはいつでもずいぶん問題になるのですが、しかしそう重大な問題ではないのです。たとえば関西電力で三百万トンの石炭をたいても、それはわずか何厘ですよ。非常に微々たるものなんです。水力から何から一切ならずと、微々たるものになるのですよ。ですから観念的に、抽象的にとらまえると大臣が言われたようになりますけれども、実際のわが国の燃料費、国際的な比較、こういうものからずっと検討してみると、ほかの国でも石炭対策には膨大な予算を支出してやつておるわけです。五千五百万吨の需要が確保できないといふのはそのまま踏襲する。しかしながら

がら、そういうものを変更して、通産大臣が五千五百万トンの需要は容易にできるのだ、私にまかせてくれというなら別です。ここが問題なんですね。

一方ではできない、一方では上げなければならぬ。ところが燃料比率といふものは、そう膨大なものではない。国際的に見ても、そう大した問題ではないわけです。それはボイラードですか

がら、その努力によってカバーできるものは、そう膨大なものではない。一方ではできない、一方におけるわけなんです。ですから私はそういう意味において、自家火力発電以外に、さらに蒸気をほかの精密調整、たとえば食品加工等に使われる場合と違つて、きわめて小さいボイラード

なんですから、それが重大な影響を及ぼすという大臣の理解自体が、数字やあるいは燃料比率その他ずっと実績を調べてみると、そう当たつていない

うことは、確かに影響はあると思いま

す。影響はあるけれども、全部なくしまさうということは、石炭をつくつ

以外の政策も必要だし、それ

なるべくありますし、一方においては、そう膨大なものは大事でありますし、一方においては、そう大した問題ではないわけです。ただし、オーソドックスに考えるなら、大臣が言うようなそぞろなものは、現実の面における数字も大きいと思います。やはり政治家はそういう意味において、これはちょっと岡田さんのおことばとも思えないで、石炭のために使ってもらうのではなくて、それを使うために使うのではなくて、それは実際は三

年かかるのです。三年間もかかりますから、いま緊急の問題としては間に合

わぬわけです。ボイラード規制法の延長というのは、これは延長すれば今年

度、来年度、この需要は確保されるわ

けです。そこに問題があるのです。で

から、この重油ボイラード規制法を延長しないならば、それにかかる措置を

とらなければならぬという問題になつてくると思うのです。私はそういう考

え方を持っていいわけです。いまこ

とでございますので私が申し上げます

が、一応通産省として算定をしておる

数字を申し上げますと、伝熱面積が五

十平方メートルから百平方メートルの

産業用ボイラード、これがどれくらい消

費しておるかと申し上げますと、伝熱

面積五十平方メートル以上の全体のボ

イラードに石炭を使用しておる数字は、

三十六年度で一千八十万トン、そのう

ちで五十から百平方メートルのものが

三百八十万トンであります。それか

ら、そのうちのいわゆる暖厨房用、こ

れは今度緩和しておりません。産業用

だけでございます。これが約九十万ト

ン、そうすると三百八十万トンから九

十万トン引きますと、二百九十万トン

ておく、それを百平米まで上げたとい

ざいます。

○福田國務大臣 それは、私はあなたとちよつと意見が違います。たとえばいま労働賃金を一円下げたって、何も

だと思うが、どうですか。

○野野政府委員 ちょっと、数字のことでもござりますので私が申し上げます

が、一応通産省として算定をしておる

数字を申し上げますと、伝熱面積が五

十平方メートルから百平方メートルの

産業用ボイラード、これがどれくらい消

費しておるかと申し上げますと、伝熱

面積五十平方メートル以上の全体のボ

イラードに石炭を使用しておる数字は、

三十六年度で一千八十万トン、そのう

ちで五十から百平方メートルのものが

三百八十万トンであります。それか

ら、そのうちのいわゆる暖厨房用、こ

れは今度緩和しておりません。産業用

だけでございます。これが約九十万ト

ン、そうすると三百八十万トンから九

十万トン引きますと、二百九十万トン

ておく、それを百平米まで上げたとい

ざいます。

○野野政府委員 ちょっと、数字のことでもござりますので私が申し上げます

が、一応通産省として算定をしておる

数字を申し上げますと、伝熱面積が五

十平方メートルから百平方メートルの

産業用ボイラード、これがどれくらい消

費しておるかと申し上げますと、伝熱

面積五十平方メートル以上の全体のボ

イラードに石炭を使用しておる数字は、

三十六年度で一千八十万トン、そのう

ちで五十から百平方メートルのものが

三百八十万トンであります。それか

ら、そのうちのいわゆる暖厨房用、こ

れは今度緩和しておりません。産業用

だけでございます。これが約九十万ト

ン、そうすると三百八十万トンから九

十万トン引きますと、二百九十万トン

ておく、それを百平米まで上げたとい

ざいます。

○野野政府委員 ちょっと、数字のことでもござりますので私が申し上げます

が、一応通産省として算定をしておる

数字を申し上げますと、伝熱面積が五

十平方メートルから百平方メートルの

産業用ボイラード、これがどれくらい消

費しておるかと申し上げますと、伝熱

面積五十平方メートル以上の全体のボ

イラードに石炭を使用しておる数字は、

三十六年度で一千八十万トン、そのう

ちで五十から百平方メートルのものが

三百八十万トンであります。それか

ら、そのうちのいわゆる暖厨房用、こ

れは今度緩和しておりません。産業用

だけでございます。これが約九十万ト

ン、そうすると三百八十万トンから九

十万トン引きますと、二百九十万トン

ておく、それを百平米まで上げたとい

ざいます。

○野野政府委員 ちょっと、数字のことでもござりますので私が申し上げます

が、一応通産省として算定をしておる

数字を申し上げますと、伝熱面積が五

十平方メートルから百平方メートルの

産業用ボイラード、これがどれくらい消

費しておるかと申し上げますと、伝熱

面積五十平方メートル以上の全体のボ

イラードに石炭を使用しておる数字は、

三十六年度で一千八十万トン、そのう

ちで五十から百平方メートルのものが

三百八十万トンであります。それか

ら、そのうちのいわゆる暖厨房用、こ

れは今度緩和しておりません。産業用

だけでございます。これが約九十万ト

ン、そうすると三百八十万トンから九

十万トン引きますと、二百九十万トン

ておく、それを百平米まで上げたとい

ざいます。

ということになりまして、そのうちで産炭地については大体二割程度といふうに見ておりまして、五十八万トン、その程度はこれは将来転換しないとは言えませんが、大体いまの炭の値段と油の値段の関係からいえば、しいて転換をしないのじゃないかというふうに見ております。というのは、大部分が中小企業者等でございまして、特に油を使ったほうが非常に有利であるというふうに見ておりまして、これは大体十年ぐらいでボイラーの寿命がきて転換をするということになるわけでありますから、そうすると二十三万トン程度が毎年減る。ただこれは緩和した年には、ある程度それを繰り上げて転換をするということを考えられますので、これ以上の数字になるといふふうに考えております。したがつてその意味で、いま岡田先生が言われたように、影響は相当あるのではないかといふことはごもっともでございますが、しかし百平方メートル以上のもので七割程度の石炭使用量がありますので、これをひとつがつかり抑えるといふことが、政策としては大事ではないか。もう一つ、先ほど燃料費というのが大体1%か2%ではないかというお話をございましたが、通産省の調べによりますと、いまの五十から百平方メートルで一番困つておるのは、たとえば京都あたりの染色整理、これが揚げ地で、非常に石炭生産地が遠いということで、石炭もある程度高い。油よりも相当高いとのでございますが、こういう業種がいわば典型的であります。

〔有田委員長代理退席、
藏内委員長代理〔音子〕〕

〔有田委員長代理退席、藏内委員長代理就任〕

この染色整理が六・八%、これは燃料費の製品出荷額に対する割合でござります。紙が五・三八%、それから輸業関係にいきますと一一・五%というようなことで、ここらのところが一番影響を受ける、しかもわれわれの調査ではそれが全部中小業者であるということ、ようなことで、先ほど大臣の断が下つた、こういうふうに考えております。

○岡田(利)委員 滝井委員が来ましたから、私はそろそろやめますけれども、いま説明されたとおり、先ほど私が言いましたのは、労働省で安全衛生規則で把握しておる能力別のボイラーの数、それで私は数字をずっと述べたわけです。だから百平米以上になると、急速に数としては減るのです。容量は大きいけれども、設置数からいうと、ものすごく数は減るわけです。百平米以下が非常に多いわけです。もちろん五十平米以下はなお多いわけです。いまだあなたの言われた点はそうです。いま石炭局長が言われたように、確かに燃料費は高いところもあるわけですが、そういう点で相当な影響がある。いま以外はほとんど「多ないし」一%です。あげた三つの程度は、業種別に見ると高いのであって、そうすると案外、この点は基準を変えることによって、そういう燃料費の高い指定業種をきめるとか、あるいは地域をきめるとか、それで可能ではないか。ですから問題なくして、その許可する基準の中で指定業種をきめれば——中小企業で燃料費が高く影響のあるものは、指定業

種をきめれば事足りるのじゃないか。それを一律に産炭地であろうと、地域も業種も問わず、百平米に上げるという認識が、いまの石炭政策の現状に合うのかどうか。私は無理な話をしておるのじゃない。中小企業のそういう実態があれば、それを否定するのではなくして、ここはもう少しくふうするとか、そういう措置がとられれば、きめこまやかな、しかも実態に即応した石油ボイラー規制法の延長ということになるのじゃないか。何も本文を変更しなくともいいのじゃないか、あるいは本文をこうするならば、基準のほうで変えて、いま私が申し上げた趣旨を生かすとか、いすれかを私は、この法案の審議にあたって結論づけるべきだ、こう思うのですが、そういう実態は説明されればされるほど、その実態を私は無視をするのではないという立場で、この点については当然、法案でいくつか基準でいくかは別にして、本委員会でも研究しなければならぬし、政府当局として五千五百万トンの需要が確保されない段階では、もう少しきめこまやかに検討すべきじゃないか、こう考えるのですが通産大臣いかがですか。

○岡田(利)委員 この際、委員長に
ちょっと申し上げておくのですが、こ
れはあとからひとつ、代理で恐縮です
が……。この問題は、いま私が指摘を
しましたように、実態に即応して、そ
の実態に対処して、やはり法案はきめ
得るものであつて、そのほうが石炭対
策の面からいって好ましいのじゃない
か。この問題は、当委員会としては、ボ
イラー規制法の延長を審議する過程に
おいて、十分に与党のほうでも検討を
していただきたいし、また当委員会と
して十分に検討してもらいたいということ
を要請して、滝井委員が来ました
ので終わりります。

○**藏内委員長代理 滝井君。**

○滝井委員 どうも申しわけないので
すが、引き続いて二、三十分間、せつ
かくお待ちいただいので、やらしてい
ただきます。

再就職計画ですが、二月に予算を審
議するときには、今年度四百七十万トン
の買い上げをやった場合には、一万二
千人程度だということであったわけで
す。ところが今度五百五十三万トンに
なりましたところが、大手、中小合わせ
て二万三千人。トン数は百万トンしか
違わないわけです。ところが人数は一
万人も違つたというのは、一体どうい
うところにあるのですか。

○**三治政府委員** 御質問の四百四十万
トンに対するやつの今度の四百七十万
トンにつきましては、先ほど御答弁い
たしましたように、一万六千七百五十
人でありまして、二万三千人になります
いたのは、これは保安とか自然消滅と
いうものを全部合わせた数字でござ
いますので、この前一万四千人と言つ
たのは、ただ買い上げの閉山対象だけ

○滝井委員 トン数は四百七十万トンで、さいぜん一万二千人と言つたけれども、一万四千人の間違いです。三十八年は、予算の説明では四百七十万トンで一万四千人だ、こういうことになつてたわけだ。ところがいまの五百五十三万トンのうち、大手十一炭鉱、二百六十五万トン、それに対しで一万人、それから中小百三十五炭鉱、二百八十八万トン、一万三千人、こう出てきたわけです。そうするとこれは二万三千人になるわけです。ところがトン数でいくと四百七十七万トンと五百五十三万トンですから、百万トンと違わないわけですよ。差は百万トンないわけです。ところが人数にしてみると九千人ですけれども、約一万人近くの違いが出てきたわけです。あまりにも違いが大き過ぎるわけです。そのほかに、あなたの方が予測をしなかつた一萬一千四百人という合理化の分まで加わってきたのです。いわゆるビルドアップをすることによっての失業者が出てきますから、これが加わってきた。これは全く労働省の予測しなかったところなんですね。

そうしますと、四百七十万トンで昭和三十八年度の予算は組まれたわけです。その場合の炭鉱離職者の職業訓練費は、四億七千九百八十二万二千円で、人數にしたら九千五百三十人です。そうすると第一ここに、再就職計画の一大前提である訓練のところに汪いが出てくるわけです。そらあたりの説明を少し……。

○三治政府委員 閉山以外の合理化による解雇が、本年は一万一千四百人で

あります。しかし、今までそれが予想していなかったというのではなくて、三十一年度の計画におきましても、閉山以外による合理化のやつは計画の中には入っているわけでございまして、これは当然閉山と合理化による解雇者といふものは、両立してずっと從来ともある数字でございます。

それから訓練の計画が合わない、全体の離職者が多くなって、訓練計画が当初予算どおりであれば割合が減るのじゃないかということの御質問については、これは数字上からの対比でいけば、割合は確かに減ります。しかしながら、この前も御説明いたしましたように、予算との純増の差額は三千三百人なわけですから、今後その訓練の経費が足らない、また訓練の希望が多くて訓練の施設が足らないという場合につきましては、その拡充なり訓練の経費については、われわれのほうとしても増加に努力することにやぶさかでないわけであります。ただ、今年の計画を見ていたいともわかりますように、公共職業訓練所による訓練施設という問題については、そう臨機応変の措置はなかなかとれません。これはもちろん設備をやつしていく場合に最低一年かかる、そういうことからいつ、昨年の補正予算で三カ所総合訓練所を入れているくらいでございますが、これが三十九年度からでないと全部完成しない。三十八年度後半で一部開所ができる。こういうかたちになるわけでございます。そういうふうでありますので、訓練につきましては、幅広いわゆる短期速成訓練を入れまし

あります、今までそれが予想していなかつたというのではなくて、三十七年度の計画におきましても、閉山以外による合理化のやつは計画の中には入つてゐるわけでございまして、これは当然閉山と合理化による解雇者といふものは、両立してずっと従来ともある数字でございます。

それから訓練の計画が合わない、全体の離職者が多くなつて、訓練計画が当初予算どおりであれば割合が減るのでございかと、いうことの御質問につき、

やつております公共職業訓練のいわゆる長期訓練よりか、やはりそれぞれ中高年齢層に向く、いわゆる国家試験をとるとか、または、非常にその技能の資格試験のために求人が足らないという部面について、それを充足するよう短期速成訓練をやることで、予算を組んでいるわけでございますので、そういう部面につきましては、今後ともこれは予算措置をとれば幅広く組めるわけでござります。

百七十万トンのときには一万四千でございます。その差は八十万トンです。たった八十万トンしかふえていきのに、人数は九千人になるのはおかしいじありませんか。一方第二会社にしますときには、百十八万トンでもあるが、第二会社にします人数は千二百人、こうおっしゃつたでしょう。あるいはえてかってな数字ではないだるけれども、前炭局を指さしておられるけれども、前ほうではこうおっしゃつておるけれども、それじゃあまりに議員がばかりかに見えます。——前のほうの五千二百人、うかというのです。され過ぎでおりはせぬか。二月に説明したときには、四百七十万トンで一万人を入っておりませんでした。これを入れたって九千人にもなりはしませんね。一千人か二千人です。ところが、一方百十八万トンという第二会社に持っていくのは幾らですか、たった三千二百人、八十万トンつぶしたときには九千人というよけいな失業者が出て来る。ところが雇用する再就職の計画の中には、百十八万トン繰り延べたが、千二百人です。これはあまりにも小学校一年生でもおかしいと思うですよ。だから、そこらをもうちょっとわかるように説明をしてくれぬと、そのときのときのあれでは困る。われわれはこいつをもう一度予算書をもらっています。失業対策として職業訓練をことしはやります。去年は六千三百人だった、ことしは九千三百五十人ですと言うけれどもそれだけの数が違うということになります。この九千三百人たつてあやしいものになつてくる。だからお互いに、これは数字ですから、ごまかそうと思

えが激し過ぎると思うのですよ。百八万のときに千二百人で、八十万の方には九千人だというのでは、どう考
えても納得がいかないのです。

○三治政府委員 確かにそのとおりを申します。トントン数当たり大体平均すれば、非常に簡単なことで何人といふうなことで計数が出来ます。が、この点での当初の通産省の買い戻し入れ後のところから、通産省のほうでいろいろ計画された閉山規模、そういうものに対して、閉山規模をえた場合の人数の減り方が、いわゆる比例的に変わらぬわけです。この点について、そぞういう小学校の生徒が算術的に出すことからいふと、非常な矛盾です。ところが実際に山ごとに当たつたり、閉山の、この山は買い上げたトントン数が多いのだけれども、もう前年でほとんど整理が終わっているといふ山だと、この山は合理化でなんらん整理されていくから、最終の山を買い上げるときにはこれだけしか人数がないのだ、こう言われるとしても、したがってその点はそういうふうに算術的にいかなくて、むしろ山別に通産省が当たられて、しかも山別の在籍人員や動きといふ実際を各会社から聴取し、また各地の実情を見て計算されるという説明でございます。私どもが、これはトントン数でこれだけの閉山規模だから、これだけの離職者しか出ないといふうに方の実情を見て計算するのではなくけれども、これは算術計算ではなくて、各山の在籍人員や動きといふ実際を各会社から聴取し、また各地の実情を見て計算されるという説明でございます。私どもが、これはトントン数でこれだけの閉山規模だから、これが、実際各山別に当たられて、そこか

ら結果を出されるのですから、われとしては、滝井先生のおっしゃることとおり、結果から逆算して出していくこと、とんでもない矛盾が出てくることは申し上げますが、しかしこうがむしろ実際の計画においては実際に合っているというふうに、われは通産省との事務的な折衝では、こう了解しております。それを技術的にやると、今度は具体的な山別の、これをこうしたからこうなるのだといううな数字になってしまって、それは言わないということになっておるから、やむを得ないことだと思います。

○井上説明員 ただいま滝井先生のお話の中に、筑豊百万トンについて千二百人というお話をございましたが、この千二百人と申しますのは、これは第2会社に移るのであろうと想定される数でございまして、離職者数は別でございます。なお、御承知のように、筑豊百万トンの二山につきましては、二山が四千七百人ぐらい、もう一つは五百人ぐらい、合計しますと六千人近くもの労働者がおるわけですが、これにつきましては、実際の計画としましては、そのうちの相当部分は他のビルド山に配置転換になる。一部は、先ほどの言いました千二百人程度は第2会社にになるんじゃないかというようなことです。第二会社の場合には、率直にいいまして、まだ数はわかりません。労働交渉中でございます。それからなお、会社あつせんその他、これは労働省の再就職計画の中に入つておるものもあるということです。一千一百人というのは、百万トン千二百人といふ意味ではございません。

○滝井委員 百十八万トンでどの程度の人数ですかと言つたら、千二百人だから、こつちは真に受けおるわけです。いま一山が四千七百人、一山は五千五百人、その中から千二百人程度は第二会社に行くであろう、そういうことなんですね。

○井上説明員 千二百人程度は再就職計画には入らない、つまり炭鉱の中に残るというふうに想定されるものでござります。

○滝井委員 初めからそういうぐあいに説明してくれるによくわかる。したがつて、百十八万トンではまだ新しく炭鉱労働者を雇用しなければならぬという問題が起つてくるわけですよ。そういう問題が起つてくるわけですよ。そうすると、千二百人と区切ることがすでに問題なんです。いま滝井鉱山に働いておる者が、今度は第二会社に千七百と千五百、六千二百の中からある三百人しか行かないだろうと推定しておつたものが、あにはからんや、四千三百人しか行かないかもしれない。

私はこちらが問題だといいぜんから言つておるわけですよ。そういうふうにきめてかかっているところに問題があるから、再就職計画の中に入れておる人を全部再就職計画の中に入れておか。というのは、退職金をもらつて離職手帳をもらうのだから、そうしておかないと問題が起りますよといふのは、そこなんです。そういうことです。それを、トン数で百十八万トン千二百人と機械的に説明してくれるし、一方では四百七十万トン一万四千人だ、または五百五十三万トンは二万三千人だ、こういうふうに説明してくれます。

るものですから、人間はトン当たり何ぼと石炭山はきまつておるのだから、今まで非常に違つてくる。だんだん追い詰めていくと、その数は端数があつた。だから、こういうことになつて、一万六千二百五十二人とかいつて、端数までし意思統一して、人数を出すときには注釈でも入れてくれないと、質問したときにオウム返しに答えてくれると、そのままのみにしますからね。そうすると、いまの説明を聞くと、再就職計画はいいかげんと言つてはおかしいけれども、はなはだいいもことしておることになるのですよ。だんだん煮詰めていきますと、どうも数字がはつきりしない。それでどうですか、地域別の離職者といつても北海道とか東部とか西部とか九州というのを出していくだけよくうにしておりますから、それにならつて、通産省でできるのか、労働省でできるのか知りませんけれども、やはり出してもらいたいと思つたのですが、閉山と合理化職員、これはおつくりになつておりますよ。同時にそれに基づいた再就職計画、北海道における再就職計画、それから東部本土における再就職計画、これはやはり出してもらわぬことに話にならなかつて先になるとまた違つてきますけれども、いまの時点では、それをわれなければいかぬと思うのです。これだけはおつくりになつておりますよ。だからそれを一ぺん出して下さ

うのがあたりまえかもしれないけれども、非常に違つてくる。だんだん追い詰めていくと、その数は端数があつた。だから、こういうことになつて、一万六千二百五十二人とかいつて、端数までし意思統一して、人数を出すときには注釈でも入れてくれないと、質問したときにオウム返しに答えてくれると、そのままのみにしますからね。そうすると、いまの説明を聞くと、再就職計画はいいかげんと言つてはおかしいけれども、はなはだいいもことしておることになるのですよ。だんだん煮詰めていきますと、どうも数字がはつきりしない。それでどうですか、地域別の離職者といつても北海道とか東部とか西部とか九州というのを出していくだけよくうにしておりますから、それにならつて、通産省でできるのか、労働省でできるのか知りませんけれども、やはり出してもらいたいと思つたのですが、閉山と合理化職員、これはおつくりになつておりますよ。同時にそれに基づいた再就職計画、北海道における再就職計画、それから東部本土における再就職計画、これはやはり出してもらわぬことに話にならなかつて先になるとまた違つてきますけれども、いまの時点では、それをわれなればいかぬと思うのです。これだけはおつくりになつておりますよ。だからそれを一ぺん出して下さ

うのがあたりまえかもしれないけれども、非常に違つてくる。だんだん追い詰めていくと、その数は端数があつた。だから、こういうことになつて、一万六千二百五十二人とかいつて、端数までし意思統一して、人数を出すときには注釈でも入れてくれないと、質問したときにオウム返しに答えてくれると、そのままのみにしますからね。そうすると、いまの説明を聞くと、再就職計画はいいかげんと言つてはおかしいけれども、はなはだいいもことしておることになるのですよ。だんだん煮詰めていきますと、どうも数字がはつきりしない。それでどうですか、地域別の離職者といつても北海道とか東部とか西部とか九州というのを出していくだけよくうにしておりますから、それにならつて、通産省でできるのか、労働省でできるのか知りませんけれども、やはり出してもらいたいと思つたのですが、閉山と合理化職員、これはおつくりになつておりますよ。同時にそれに基づいた再就職計画、北海道における再就職計画、それから東部本土における再就職計画、これはやはり出してもらわぬことに話にならなかつて先になるとまた違つてきますけれども、いまの時点では、それをわれなればいかぬと思うのです。これだけはおつくりになつておりますよ。だからそれを一ぺん出して下さ

うのがあたりまえかもしれないけれども、非常に違つてくる。だんだん追い詰めていくと、その数は端数があつた。だから、こういうことになつて、一万六千二百五十二人とかいつて、端数までし意思統一して、人数を出すときには注釈でも入れてくれないと、質問したときにオウム返しに答えてくれると、そのままのみにしますからね。そうすると、いまの説明を聞くと、再就職計画はいいかげんと言つてはおかしいけれども、はなはだいいもことしておることになるのですよ。だんだん煮詰めていきますと、どうも数字がはつきりしない。それでどうですか、地域別の離職者といつても北海道とか東部とか西部とか九州というのを出していくだけよくうにしておりますから、それにならつて、通産省でできるのか、労働省でできるのか知りませんけれども、やはり出してもらいたいと思つたのですが、閉山と合理化職員、これはおつくりになつておりますよ。同時にそれに基づいた再就職計画、北海道における再就職計画、それから東部本土における再就職計画、これはやはり出してもらわぬことに話にならなかつて先になるとまた違つてきますけれども、いまの時点では、それをわれなればいかぬと思うのです。これだけはおつくりになつておりますよ。だからそれを一ぺん出して下さ

うのがあたりまえかもしれないけれども、非常に違つてくる。だんだん追い詰めていくと、その数は端数があつた。だから、こういうことになつて、一万六千二百五十二人とかいつて、端数までし意思統一して、人数を出すときには注釈でも入れてくれないと、質問したときにオウム返しに答えてくれると、そのままのみにしますからね。そうすると、いまの説明を聞くと、再就職計画はいいかげんと言つてはおかしいけれども、はなはだいいもことしておることになるのですよ。だんだん煮詰めていきますと、どうも数字がはつきりしない。それでどうですか、地域別の離職者といつても北海道とか東部とか西部とか九州というのを出していくだけよくうにしておりますから、それにならつて、通産省でできるのか、労働省でできるのか知りませんけれども、やはり出してもらいたいと思つたのですが、閉山と合理化職員、これはおつくりになつておりますよ。同時にそれに基づいた再就職計画、北海道における再就職計画、それから東部本土における再就職計画、これはやはり出してもらわぬとに

か。——ないでしよう。それからいま
言つたように、再就職計画というもの
は、参考資料として石炭鉱業審議会に
おかけになつたかもしれないけれど
も、まだ国会にも出しておらぬし、い
ま初めて聞くわけですね。委員部が出
ておらぬと言つておる。だからわれわ
れはいま各種のものを、新聞のを写し
てきてやつておるわけだ。そういうも
のをわれわれに何も見せておらぬので
は、予算のこれだけですよ。予算には
それがないのだからね。予算しかも
らつておらぬ。それから説明を受けた
のは、宿舎の建設計画というものはも
らつておる。あとは促進事業団の予
算、こういうものしか北川さんから説
明を受けておらぬです。こまかい再就
職計画なんというものはもらつておら
ぬし、説明も受けておらぬ。当然ほん
とうは、そういうことがあれば説明を
しなければならぬわけですよ。少なく
とも石炭鉱業審議会におかけになつた
八年度の需要五千五百万吨を必ず確
保いたします、こういうことをずっと
お約束をしてこられたわけです。

○**有田委員長代理** 次の委員会のとき
に配付するよういたします。
○**滝井委員** 次は資金計画です。大臣
おられませんでしたけれども、大臣の
いらつしゅるうちにこの前宿題になつ
ておるところを先にちょっとあれしま
すが、実は五千五百万トンの需要を確
保していただきたいというお約束をしてい
ただいておつたわけです。ところが今
度は需要が五千四百五十万吨と、五
十万トン需要に穴があいてきたわけで
す。そうしますと、必然的にそこに五
十万トンの貯炭の増加ができること
は、火を見るよりか明らかです。そこ
で貯炭の増加については、政務次官か
ら、大臣にかわつて御答弁いたします
ということ、御答弁をいたいたわ
けです。その御答弁によりますと、これ
はもう政務次官の言つたとおり言わぬ
と、間違えるといかぬですから、そんな
ことないといって…。民間融資の協力
を要請して、五十五百万トンの需要が
トントン少ない。この五十万トンは一体ど
うしてですか、貯炭になりますよ
と言いましたら廣瀬政務次官は、民間
融資協力での要請にこたえますとい
う答弁があつたわけです。これはもう
が合わなければいかぬ。あとでまとめ
をすると、こういうようになつてしま
うのです。まず、そういう五十万トン
の融資の問題がある。これはおそらく
省はもう少し査定その他をやるのかも
しれませんけれども、一応なるほどそ
ういう不足があるのかということだけ
は認めてくれておるのだろうと思いま
す。そこで大臣としては、これをどう
いう方針でカバーしていくかというこ
とです。

○**滝井委員** まず二十億円出でま
した。お説のとおりでござ
います。

○**福岡國務大臣** 私が申し上げてお
るのは、五千五百万トンの生産をした場
合に、もし需要がそれに合わなかつた
場合にはどうなるか、それについては
政府として何らかの措置をとることに
金があつたらいいということですが、それ
は、この数字を確保することに全力を
あげて努力いたしたいと思っておりま
す。

○**滝井委員** まだこの前とニユアン
スが違うので、こうなるとやはり初め
からきてもらつてあれしておかぬと、
やはり質問と答えというのは雰囲気と
いうか、ムードが非常に大事ですか
ら、お互いにそのときのあうの呼吸
が合わなければいかぬ。あとでまとめ
をすると、こういうようになつてしま
うのです。まず、そういう五十万トン
の融資の問題がある。これはおそらく
省はもう少し査定その他をやるのかも
しれませんけれども、一応なるほどそ
ういう不足があるのかということだけ
は認めてくれておるのだろうと思いま
す。そこで大臣としては、これをどう
いう方針でカバーしていくかというこ
とです。

○**福岡國務大臣** お説のとおり、それ
だけの資金が不足することに相なつて
おります。おつしゅるとおり、ものご
とは計画だけではできません。やはり
数字の裏づけがなければできないので
あります。そこで私といたしまして
あげて努力いたしたいと思っておりま
す。

た一表にしてもらつて、わかりやすく
説明してくださいよ。それでけつこう
です。

○**有田委員長代理** 次の委員会のとき
に配付するよういたします。

○**滝井委員** 次は資金計画です。大臣
おられませんでしたけれども、大臣の
いらつしゅるうちにこの前宿題になつ
ておるところを先にちょっとあれしま
すが、実は五千五百万トンの需要を確
保していただきたいというお約束をしてい
ただいておつたわけです。ところが今
度は需要が五千四百五十万吨と、五
十万トン需要に穴があいてきたわけで
す。そうしますと、必然的にそこに五
十万トン不足してきているわけです。
ところが、出炭能力は五千七百万
トンあるという政府の側からの答弁が
あつたのです。そこです、五十五万ト
ンの貯炭が出てくるということになる
わけです。供給能力は五千七百万トン
あるから五千五百万トンと五千七百万
トンの二百万トンの差は、これは初め
からあるんだけれども、それを言つて
いるんじゃない。しかし需要はいまの
ところ五千四百五十万吨で、五十万ト
ン少ない。この五十万トンは一体ど
うしてですか、貯炭になりますよ
と言いましたら廣瀬政務次官は、民間
融資協力での要請にこたえますとい
う答弁があつたわけです。これはもう
が合わなければいかぬ。あとでまとめ
をすると、こういうようになつてしま
うのです。まず、そういう五十万トン
の融資の問題がある。これはおそらく
省はもう少し査定その他をやるのかも
しれませんけれども、一応なるほどそ
ういう不足があるのかということだけ
は認めてくれておるのだろうと思いま
す。そこで大臣としては、これをどう
いう方針でカバーしていくかというこ
とです。

○**福岡國務大臣** 私が申し上げてお
るのは、五千五百万トンの生産をした場
合に、もし需要がそれに合わなかつた
場合にはどうなるか、それについては
政府として何らかの措置をとることに
金があつたらいいということですが、それ
は、三百七十三億円です。したがつ
て、設備資金で八十二億の不足がある
わけです。それから整備資金で、二百
三十三億しか金が入らずに、実際に必
要とする金は三百八十四億、したがつ
てここに百五十一億不足するわけで
す。合わせまして二百三十三億のお金
が不足をするという答弁があつたわけ
です。これを一体、大臣としてはどう
処置される方針であるかということで
ござります。これについては貯炭融資
その他の方法によつて、われわれとし
ては何らかの措置を考えいかなければ
なりません。かのように考えておる次第
でございます。

○**滝井委員** まだこの前とニユアン
スが違うので、こうなるとやはり初め
からきてもらつてあれしておかぬと、
やはり質問と答えというのは雰囲気と
いうか、ムードが非常に大事ですか
ら、お互いにそのときのあうの呼吸
が合わなければいかぬ。あとでまとめ
をすると、こういうようになつてしま
うのです。まず、そういう五十万トン
の融資の問題がある。これはおそらく
省はもう少し査定その他をやるのかも
しれませんけれども、一応なるほどそ
ういう不足があるのかということだけ
は認めてくれておるのだろうと思いま
す。そこで大臣としては、これをどう
いう方針でカバーしていくかというこ
とです。

○**福岡國務大臣** 私が申し上げてお
るのは、五千五百万トンの生産をした場
合に、もし需要がそれに合わなかつた
場合にはどうなるか、それについては
政府として何らかの措置をとることに
金があつたらいいということですが、それ
は、三百七十三億円です。したがつ
て、設備資金で八十二億の不足がある
わけです。それから整備資金で、二百
三十三億しか金が入らずに、実際に必
要とする金は三百八十四億、したがつ
てここに百五十一億不足するわけで
す。合わせまして二百三十三億のお金
が不足をするという答弁があつたわけ
です。これを一体、大臣としてはどう
処置される方針であるかということで
ござります。これについては貯炭融資
その他の方法によつて、われわれとし
ては何らかの措置を考えいかなければ
なりません。かのように考えておる次第
でございます。

○**福岡國務大臣** お説のとおり、それ
だけの資金が不足することに相なつて
おります。おつしゅるとおり、ものご
とは計画だけではできません。やはり
数字の裏づけがなければできないので
あります。そこで私といたしまして
あげて努力いたしたいと思っておりま
す。

す。したがつて、もうすでに事務的に大蔵省と交渉を始めさせておる状況でございます。

○滝井委員 そうしますと、これは事務的に交渉するといつても、まず入るほうを増加させれば、ある程度見通しがついてくる。その上で今度は出すほうのどこを削るか、こういうことになると思うのです。そうしますと、設備資金と整備資金で、借り入れ金が設備資金で二百七億、整備資金で百二十三億、合わせて三百三十億、これだけになるわけです。そうするとこれで近代化資金とか開発銀行とか、それから長期の運転資金とか、その他政府関係機関からの借り入れ金、興銀・長銀・市中その他、こう分かれておるわけですが、以後借り入れることのできる要素といふものは、一体どこから一番出てくるかということです。設備資金あるいは整備資金について借り入れの事務折衝、それをされるとなれば、どういうところが、一番有利に展開していくか、そしておよそどの程度そこから借りられるかということを、設備資金と整備資金について御説明を願いたいと思うのです。昨日の御答弁で、大蔵省として、設備資金はとにかく問題がある、しかし整備資金については、首切られました。なぜなら何でもかんでも、わがほうとしても何とかしたいというお話をあったのです。何とかするならば、「一体どこで何とかするつもりなのか」ということになるのです。なぜならば、もう首切りがどんどん進んでいつておるのでですから。金は現実に要つておるのであります。

いるんですねからね。そういう点においては大蔵省の資金課長さんが御指摘になつたように、緊急度からいうと、設備資金より整備資金のほうが緊急度が非常に強いわけです。だから重点は必然的に整備資金になることは明白だらうと思うのです。明白だらうと思うけれども、一休市中銀行でそういう要素が非常に強く出てくるのか、開発銀行で出てくるのか、興銀や長銀で出ているのか、そこあたりは明らかになると思うのです。目標がなくて折衝はでききないんですからね。これは大臣の御答弁をいたぐるとともに、資金計画を実際に受け入れる側にある大蔵省の資金課長さん、ほんとうは銀行局関係から來てもらうと「一番いい」と思うのですが、両方からひとつ御説明願いたい。

○中野政府委員 まず整備資金でござりますが、これはこの間も御説明いたしましたようだ、六十億は現在財政投融資の計画で金がついておるわけではありません。これは整備計画全体がましません。これは整備計画全体がましません。これが、まだ一文も使つておりません。

○海堀説明員 石炭の合理化計画を円滑に進めていくということは非常に重要なことをございまして、資金計画がその裏づけをなすということは大蔵省としては、いま先生が言われたように、片方で整備がだんだん行なわれてきておりますから、それに必要な金を近く配分いたしたいというふうに考えておるわけであります。しかし、しりとして、設備資金はとにかく問題がある、しかし整備資金については、首切られました。なぜなら何でもかんでも、わがほうとしても何とかしたいというお話をあったのです。何とかするならば、「一体どこで何とかするつもりなのか」ということになるのです。なぜなら、もう首切りがどんどん進んでいつておるのであります。

うちで市中金融機関については、一方では返す、一方では借りるということになりますと、これはすべて一応予定なつたように、緊急度からいうと、設備資金より整備資金のほうが緊急度が非常に強いわけです。だから重点は必ず第一番に考えていただかなければなりません。したがつて、たとえば当面要らなければなりませんが、これは合理化事業団の例の保証制度、事業団が八割保証して市中から借りさせる、政府の金を出す一方で、こういう手もやつておりますので、われわれの気持ちとしては、できるだけ市中ベースの金もふやし、自己資金等も努力させながら政府の金を出していく、しかしいずれにしても、これが足りないということははつきりしておるわけであります。それから設備資金につきましても相当額足りませんので、これについてなお大蔵省と折衝を続けておるということをございます。

○滝井委員 合理化計画の進捗に支障を来たさないよう配意をすると申されますが、三百三十億の金を借り入れる、そして百九十二億の金を返す、こゝういうことなんですよ。そして二百三十三億が不足する、こういうことなんですか、ここらのやりくりを何か考へてもらつたらいいのじやないかと思うのです。問題は、ことし返さなければ協力を願いするよう、省内で

融資につきましては、市中の協力は受けられると考えていいものかと思います。それ以外の点につきまして、もちろん市中銀行からの協力を各企業別に、銀行局も協力いたしまして、できました。したがつて、たとえば当面要らなければなりませんが、これは合理化事業団の例の保証制度、事業団が八割保証して市中から借りさせる、政府の金を出す一方で、こういう手もやつておりますので、われわれの気持ちとしては、できるだけ市中ベースの金もふやし、自己資金等も努力させながら政府の金を出していく、しかしいずれにしても、これが足りないということははつきりしておるわけであります。それから設備資金につきましても相当額足りませんので、これについてなお大蔵省と折衝を続けておるということをございます。

○滝井委員 合理化計画の進捗に支障を来たさないよう配意をすると申されますが、三百三十億の金を借り入れる、そして百九十二億の金を返す、こゝういうことなんですよ。そして二百三十三億が不足する、こういうことなんですか、ここらのやりくりを何か考へてもらつたらいいのじやないかと思うのです。問題は、ことし返さなければ協力を願いするよう、省内で

融資につきましては、市中の協力は受けられると考えていいものかと思います。それ以外の点につきまして、もちろん市中銀行からの協力を各企業別に、銀行局も協力いたしまして、できました。したがつて、たとえば当面要らなければなりませんが、これは合理化事業団の例の保証制度、事業団が八割保証して市中から借りさせる、政府の金を出す一方で、こういう手もやつておりますので、われわれの気持ちとしては、できるだけ市中ベースの金もふやし、自己資金等も努力させながら政府の金を出していく、しかしいずれにしても、これが足りないということははつきりしておるわけであります。それから設備資金につきましても相当額足りませんので、これについてなお大蔵省と折衝を続けておるということをございます。

○滝井委員 合理化計画の進捗に支障を来たさないよう配意をすると申されますが、三百三十億の金を借り入れる、そして百九十二億の金を返す、こゝういうことなんですよ。そして二百三十三億が不足する、こういうことなんですか、ここらのやりくりを何か考へてもらつたらいいのじやないかと思うのです。問題は、ことし返さなければ協力を願いするよう、省内で

百五十一億の整備資金だけは確実に確保できるわけです。問題は海賄資金課長さんが言われるよう、この百五十一億の不足というものが、合理化の進捗に非常に大きな支障を来たすわけです。このことは私が、五十万トンの需要が低下をした原因は、一体どこに狂いがあつたか、それは鉄鋼でございまして、じゃ、鉄鋼に必要な弱粘結炭をいまでは七十万トンか八十万トン輸入しておつたのだが、それを三十万トンばかりやめて、四十万トン粘結炭を輸入します。その輸入を全部やめてしまつたら、日本で出てくる鉄鋼分の弱粘結炭はカバーできるじゃありませんか、これはやめたらどうです、こう言ったら、それはもう約束だからやめられません、こういうことだった。そこで、じゃ財炭は五十万トンできますが、その融資はどうですかとということで、きょうは少しえアンスは違うが、努力します、こうなったわけです。そうするとそれが最低二十億、どうかすると五十億くらい要るかもしませんが、最低二十億としても、これは二十億をプラスしてこないと、これはまたその分の首切りが出てくるのです。そうすると、二十億を出さなければその首切りが出来るから、またこれに整備資金がふえることになる。どうしてもこれは、ちょうどまるいゴムまりを右を押えれば左にこぶが出来るのと同じです。どこかで悪循環を立ち切らなければいけぬ。どこかに無理がくる、無理がくるけれども、それは結局政治力で無理をやらざるを得ない。これは一にかかる福田通産大臣の政治力にかかるから、福富通産大臣の政治力にかかるてくるわけだらうと思うのですけれども、だからこの借り入れ金の返済

がどうにもならぬならば、それにかわるものとして、一番やさしいのは、これはもう政府の財政投融資でやつてもらう以外にないということになるわけです。少なくとも百五十一億の整備資金は、それでやつてもらう。こういう形にならざるを得ない。幸いにことしは、貯蓄もふえておるけれども、国民年金やら厚生年金などもずっとふえてきているですからね。だからそちらの金を少し、財政投融資なんかふえるわけだから、金は色はついておらぬわけですから、そちらがあえるでしょうから、ほかの企業に行く分を持ってきてもらうとかなんとかする以外には、再就職計画なんか、幾らりっぱな計画ができたって、これは首は切れぬですよ。私は首切り反対なんだけれども、どうしてもあなた方、首を切ろうということやいばをといでしまったから、切るとすればなるべく痛くないようになるべく血の出の少ないように切る。モルヒネ打つてでもらうわけにいかないから、百五十一億の整備資金を出してもらって、安死術をやってもらわなければいかぬ。だから何かそれを見通しを立ててくれなければ、もう不足しますということだけ発表しておったら、どういう心理的な連鎖反応が起つてくるか。石炭山の事業主は、これはどうも政府から金は出ぬぞ、金を出さぬで投げ出せということになって、やはり悪い影響を与えるですよ。金が出ぬから首を切るのをやめようというならいいけれども、やめないですよ。六十億のあるうちだ、こうなっている。そうして殺到してきたら六十億は消えてなくなっていた、こういうことは、これは困ると思うのですがね。だからでは私は困ると思うのですがね。

○滝井委員 それならば、一週間ばかり待てと言われるから——どうせこれが上がるのには、約束をちゃんときめているのだから、四法案の総括質疑は二十日ですよ、ちょうど一週間ある。これはぎりぎりですから、それくらいまでは事務的に十分お詫びになつて、

る。同じではありませんわけです。これはどうれ以上やりませんけれども、次会にあらためてやりたいと思うのですが、五千九百五十カロリーです。換算するとちょうど五千四百五十万トンになります。きつぱり数字は合う。ですから五千九百カロリーで計算して五千五百萬、調査団の基礎で公示すれば五千四百五十万トンです。公示も五十万トン違う。需要も五十万トン違うということだけ、きようは同じだと言つておりますから、同じでないということだけを申し上げておきます。

○中野政府委員 同じだというふうに私は記憶しておりますが、よく調べまして、正確にこの次にお答え申し上げます。

○有田委員長代理 次会は明十三日午前十時より開会することとし、本日はこれにして散会いたします。

午後五時十六分散会

